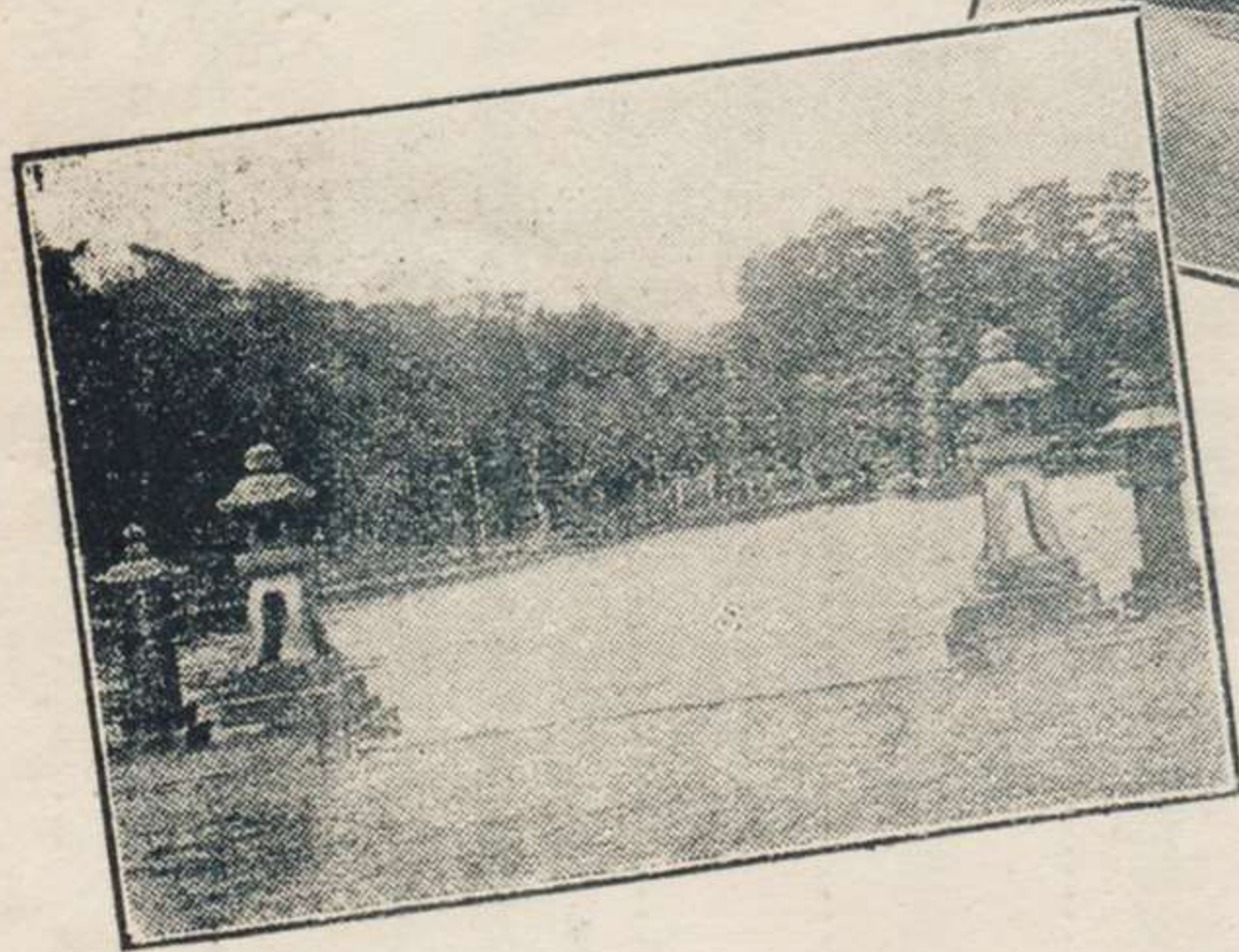
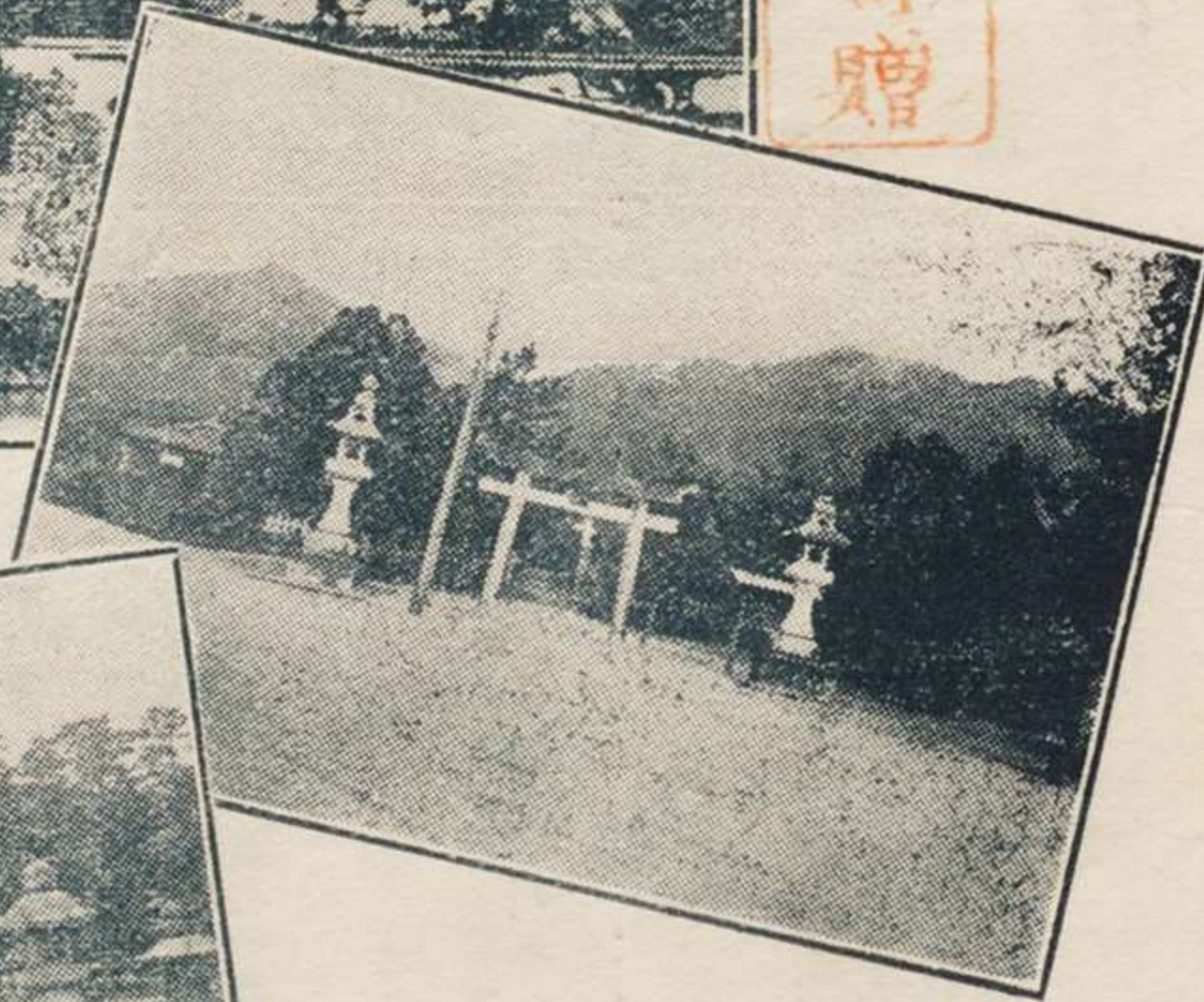
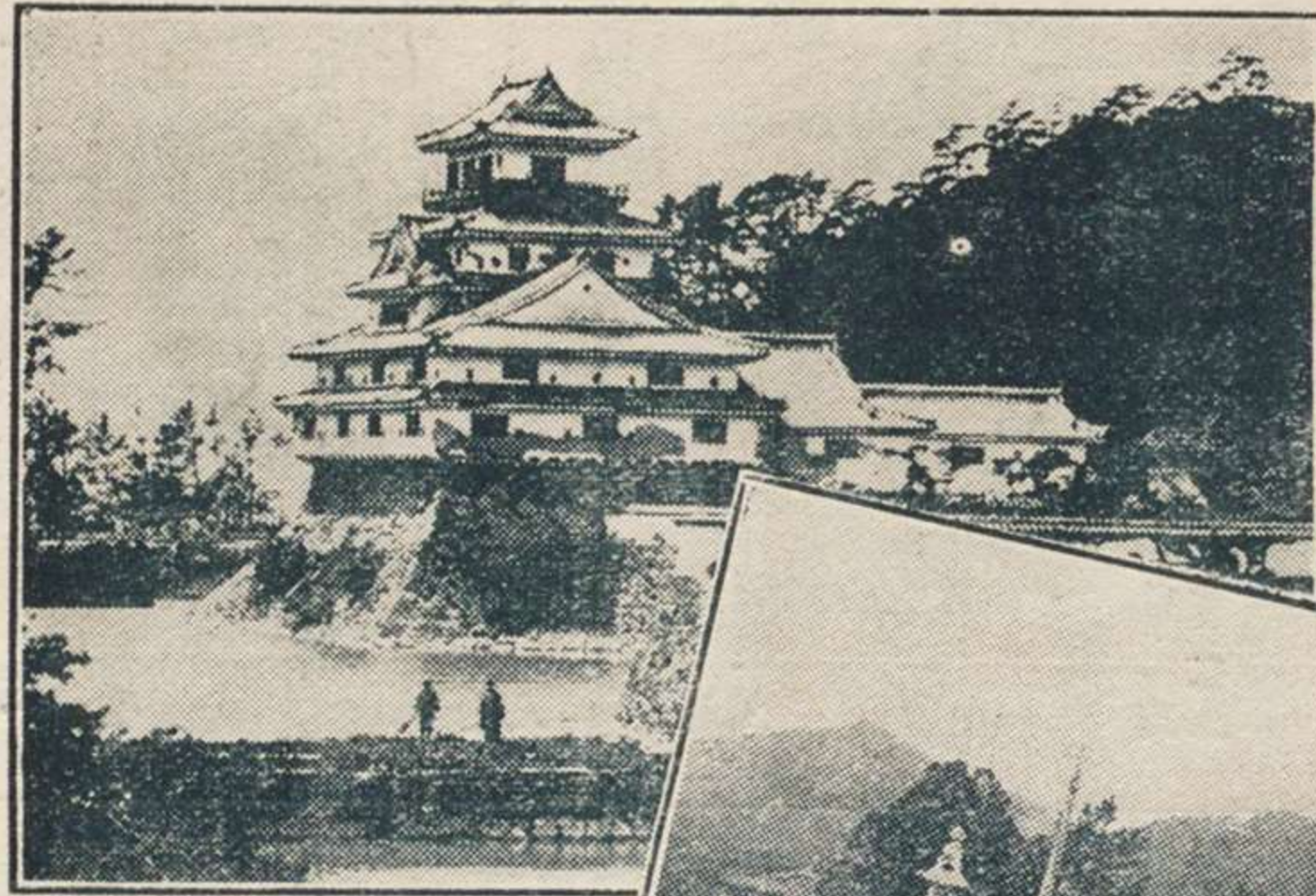


報月萩

號壹拾第

萩町

寄贈



號月二年四和昭

行發町萩縣口山

目次

宮廷録事	至自	七一
庶般行政	至自	七
財政經濟	至自	二五
軍	至自	三一
土	至自	三二
通	至自	三五
衛	至自	三五
人	至自	三六
社	至自	四〇
雜	至自	七〇
産	至自	二四
學	至自	四八
旗	至自	八七
庶般行政	至自	七一

宮廷録事

◎歌會始の儀 一月二十四日午前十時歌會始の儀を行はせられたり御製以下左の如し

御製
都いて、とほく來ぬれば吹きわたる 朝風きよし小田のなか道
皇后宮御歌
この年もみのりよかれといのるらむ 小田のさと人朝日をがみて
皇太后宮御歌
年へぬる壁のいろさへあきらかに 朝日かよふ小山田のさと

庶般行政

●毛利綱廣公贈位奉告祭

昨秋曠古の御大禮に際し從三位に陞叙されたる毛利綱廣公の爲一月十五日大照院墓前に於て奉告祭舉行されたり。午前十時二十分大森知事策命使と

して隨員と共に自動車に依り毛利公爵萩別邸發宗像萩警察署長の前驅にて同十時三十分大照院到着萩中學校、萩商業學校生徒町内各小學校上級兒童並町内各公署員萩懷恩會員等門前に出迎ふ策命使は毛利元昭公の先導に依り墓前に參向位記を捧げ

次て策命文を報告し十一時二十分祭式終了参列者一同は隨意墓前に参拜し退出せり

展覽會に併せ追弔法要を營めり町内有志學校職員生徒兒童等多數参列午後二時半閉式せり

●故瀧彌八中島治平兩氏に對する位記奉受並贈位報告式

◎昨秋曠古の御大禮に際し正五位を贈られたる故瀧彌八中島治平兩氏に對し一月二十一日午前十時本縣廳に於て位記傳達式舉行兩家の遺族並金子町主事出縣受領せり

◎中島治平先生位記報告式

一月二十一日午後二時半より北古萩淨國寺墓前に於て位記報告式舉行淨國寺住職代理の讀經、遺族の位記報告、濱崎新町報德會の祝辭、遺族來賓學校生徒兒童の焼香ありて閉式す別に本堂に於て同氏の遺墨を展覽一般に公開せり

◎瀧鶴臺先生位記報告式並法要

一月二十四日午後一時より北古萩亨德寺墓前に於て位記の報告式舉行讀經、位記報告、焼香等あり式後追慕會の主催に依り亨德寺本堂に於て遺墨の

●新年祝賀互禮會

本町に於ては年頭の回禮廢止を徹底せしむる爲萩町公會堂の外椿東小學校越ヶ濱小學校椿西小學校白水小學校及木間小學校の六會場に於て一月一日午前十一時より新年祝賀の互禮會を開催せり會員總數千六百餘名に達し町長及町長代理者司會者と成り別項の祝辭を朗讀 天皇 皇后 皇太后三陛下の萬歳を三唱し奉りたる後祝宴に移り配付の會員名簿に依り互に昭和第四年の春を祝福し各會場共午後一時過散會せり

祝 辭

風曆爰ニ改マリ瑞氣乾坤ニ滿ツ恭シク惟ミレハ御即位大禮ノ慶祥草莽ノ間ニ今尙ホ漂ヘルノ秋昭和四年ノ新禧ヲ迎ヘ 皇德八紘ニ被リ國光四海ニ輝ク國家ノ隆昌當サニ年ト共ニ新タナルヘシ願ミルニ我カ萩町亦此ノ進運ニ浴シ結合愈々固ク輯睦益

々厚ク百般ノ大勢日ニ隆盛ニ向フ茲ニ新年ノ佳節ニ際シ闔町ノ官民相會シ謹ミテ皇室ノ萬歳ヲ奉祝シ國家ノ隆運ヲ慶スルト共ニ更ニ我カ町ノ生氣亦新タニ町民ノ福祉愈々醇キヲ加ヘンコトヲ禱ル一言以テ祝辭トス

昭和四年一月元旦 萩町長 林 勇 輔

●全國消防組代表御親閱式 萩町参列者

一月六日午後一時宮城二重橋前廣場に於て執り行はせられたる全國消防組代表御親閱式に際し萩消防組代表者として参列の光榮を荷ひたる第四部長吉賀要作及同部小頭阿武八郎右工門小田甚助の三名は一月四日午後六時五十分東萩驛發列車にて上京同十一日歸萩せり

●萩消防組出初式

一月四日午前十時三十分より明倫小學校々庭に於

て萩消防組出初式を舉行當日は舉行に先立ち午前六時サイレンを合圖に各部員總て式場に參集多數來賓臨席の下に消防組旗を授與し組頭以下に對する賞與辭令交付、組員心得朗讀、萩警察署長訓示町長式辭、來賓寺島男爵の祝辭ありて閉會次で放水演習に移り第三部優勝せり午後一時半より萩公會堂に於て第三部に對する優勝旗授與、署長の講評、組頭の挨拶ありて恒例に依り新年の祝宴を開き一同散會せり

●萩消防組員表彰

萩消防組員に對し一月四日の出初式に際し左記の通本縣知事より夫々表彰狀の交付ありたり

記

表彰の理由	職名	氏名
就職以來銳意消防組の改善發達を圖り克く組員を督勵す	組頭	田中 虎熊
平素組頭を補佐し出場の準備を整頓し克く其の職司を竭す	第一部長	原 眞一

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
防三
手部

高福金子宮福石吉福伊三松網伊村綾池大鬼長廣
壽永子守喜永永橋山永藤好屋屋藤上木部石村嶺石
賢永久喜代寶常十一松郎作藏郎松進一郎作郎一助二
一穰槌一作十松郎藏郎松進一郎作郎一助二

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
防四
手部

金子岡金子大田大齋岡小波柴中中横永中
子子田田田藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤藤
七忠健五正衛郎一太郎一吉一好雄吉

第一部消防手吉村佐市は一月十九日附を以つて萩
消防組小頭に任命せられたり

萩消防組小頭任命

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

品行方正克く紀律を
厳守し熱心消防事務
に盡瘁す

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
防一
手部

村中藤田平阿武小坂白佐伊河中中吉藤古
田村山正中野武八田本井伯勢村島津賀野屋
龜貞正岩新八助甚槌久靜島平龜恒末要萬德
一槌熊吉八門助藏吉馬吉松一松作吉吉松

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全全
防二
手部

梅濱河東和原山田柴杉奥藤長中平桑山藤福石
本村上村田恒本中田山屋田嶺原田米良義永丸
初助屋直初恒元伍與初勇政源太米良義芳壽
藏藏藏一藏三三作助藏熊弋一郎藏介介男介吉

◎第一回町會開催

本年第一回町會は一月十日午後二時五分開議出席議員二十七名午後三時三十分閉會左記諸件を議せり

- 一、寄附受理の件
- 一、昭和三年度山口縣阿武郡萩町歳入歳出追加更正豫算
- 一、字區域變更に關する件
- 一、町村制第七條中二年の制限を特免するの件
- 一、區長及區長代理者辭職承認の件
- 一、町債償還年次表變更の件
- 一、昭和三年度萩町慈惠基金歳入歳出追加豫算
- 一、町債償還年次表變更の件
- 一、昭和三年度萩町小學校基本財産歳入歳出追加更正豫算
- 一、昭和三年度萩町志都岐公園基金歳入歳出追加更正豫算
- 一、昭和三年度萩町伊藤公遺蹟保存基金歳入歳出追加更正豫算

一、昭和三年度萩町教育獎勵基金歳入歳出追加更正豫算

一、昭和三年度萩町兒童就學獎勵基金歳入歳出追加更正豫算

一、昭和三年度萩町兒童校外教授基金歳入歳出追加更正豫算

一、昭和三年度獎善基金歳入歳出追加更正豫算

一、萩町内に鐵道機關庫設置方を要望するの件

一、區長及區長代理者決定の件

一、町會議員選舉の效力に關する縣參事會裁決書交付の件

◎萩町各議員選舉有權者數正誤

一月號登載の標記有權者數に誤記あり左記の通訂正す

投票區

萩 椿 椿 山計

衆議院議員選舉有權者
十二月二十日確定の名簿に依る

町會議員選舉有權者
十二月廿五日確定の名簿に依る

萩	三、〇二四	二、九四三
椿	二、〇四一	二、〇二四
椿	五七七	五六五
山田	九六七	九六四
計	六、六〇九	六、四九六

◎區長及區長代理者更迭

辭職の部

山田第一區長 藤井七介
山田第二區長 片岡兼藏

萩町辭令

萩魚市場雇 山本百合藏
雇ヲ免ス (二月二十一日付)

進藤六三郎
萩魚市場雇ヲ命ス (二月三十一日付)

堀内第二區長

山中百合藏

山田第一區々長代理者

藤本武兵衛

就職の部

山田第一區長

原嘉彦

山田第二區長

原田三吉

堀内第二區長

藤井頼三

山田第一區々長代理者

山藤槌松

旌表

人命救助の功績を著したる者

○大野清太郎君 (一月二十一日)

○山田第一區長 藤井七介

○山田第二區長 片岡兼藏

○萩魚市場雇 山本百合藏

○進藤六三郎

○山藤槌松

○萩町各議員選舉有權者數正誤

○萩町辭令

◎人命救助の廉に依り表彰

◎萩町濱崎新町仲仕業河内宗一氏は客年十一月十日午後七時頃濱崎町林トメなる者過つて河中に轉落し松本川尻洲口に於て溺死に瀕せるを發見身を挺して同人を救出したる特功に對し今回本縣知事より金壹封を贈り之を表彰せられたり

◎萩町濱崎町萩消防組第二部小頭伊勢島平吉氏は昨年十一月十三日松本川河口に於て六島村國光五郎なる者發動船の錨引揚げ作業中動作の自由を失ひ漂流しつゝあるを目撃し自ら河中に飛び込み同人を救助せる特功に對し今回本縣知事より金壹封

を贈り之を表彰せられたり

◎御大禮警備諸團體に對し本縣知事より感謝狀を贈らる

昨秋御舉行の大禮に際し萩町内の警備に當りたる町内各消防組、青年團、在郷軍人分會、漁業組合等二十一團體に對し本縣知事より感謝狀を賜られたるを以て一月二十八日萩警察署に於て之が傳達式を舉行せり

學事

◎國民精神作興講演會

本縣及萩町の聯合主催に依り一月二十七日午後七

時より町公會堂に於て國民精神作興講演會を開催し町長の開會の辭及御即位式に賜はりたる勅語奉讀に引續き講師田中鐵道師の講演あり同九時半

閉會せり

◎處女會幹部協議會

一月六日から全月九日迄四日間北古萩町海潮寺内禪堂に於て本縣主催の處女會幹部協議會を開催した集まる者縣下各郡市町村處女會員幹部指導者の外萩町各處女會より幹部十七名指導員十名之に參加し總員七十二名の多數であつた、本縣社會教育主事河村謙助全主事補藤井信張兩氏指導のもとに處女會の發展方策其の他の協議史蹟見學等があつて九日正午一同記念の撮影をして散會した

因に會期中は一同寢食を共にし和氣霽々の裡に修養會も行ひ多大の收穫を得た、又左記の講演もあつた

◎青年講座開設

日本体育聯盟聯盟体操 山口縣体育主事 立石豪一
醫學上より見たる結婚問題 山口縣學校衛生主事 渡邊道義

社會教育の一斑
處女會の使命と其の施設
社會教育主事 河村謙助
處女會の經營
社會教育主事補 藤井信張

◎開 期 一月十九日、二十日二日間午後一時より四時まで
會 場 木間小學校

講座科目 農業科、普通農事畜産
演題及講師 米穀多收穫に就て

萩町技手 森田久松

○開 期 一月三十、三十一日二日間午後七時より十時まで

會 場 椿西小學校

講座科目 農業科、養蠶
演題及講師 養蠶の話

萩町農會技手 大谷槌太

○開 期 二月十日午後七時より十時まで

會 場 椿東區明安寺

講座科目 農業科、果樹園藝
演題及講師 柿の栽培法に就て

萩町技手 森田久松

○開 期 二月十一日午後七時より十時まで

會 場 椿東區永照寺

講座科目 水産科、製造

演題及講師 近海魚類海藻を材料としての製品

萩町技手 小林壽一

○開 期 二月十二、十三日二日間午後七時より十時まで

會 場 白水小學校

講座科目 農業科、蔬菜園藝

演題及講師 蔬菜に就て 萩町技手 森田久松
竹林の造成 萩町技手 岩武滋義

◎本縣北部三中等學校聯合野外演習

一月廿六日午前六時より萩中學校、萩商業學校及
大津中學校の三校聯合し之に山口歩兵四十二聯隊
の機關銃隊參加し野外聯合大演習を開始した、其
の主要な研究項目は献身奉仕の精神を振起し志氣
を鼓舞して堅忍敢爲の精神を涵養し節制を守り協
同を尙ぶの美德を作興するにある

統監部編成に付ては武居中佐、參加學校長尾家大
尉の外東軍審判長は青木少佐、西軍審判長は長峰
大尉之に當り東軍は義勇軍として萩中軍二ヶ中隊
萩商軍二ヶ中隊重機關銃隊砲兵一中隊、西軍は平

服隊として大津中軍三ヶ中隊、青年團軍二ヶ中隊
重機關銃隊砲兵一中隊を以て編成し全日午前七時
二十分頃萩町玉江橋附近より開始し午後三時正明
市に於て最後の決戦を試み午後四時終了大津中學
校庭にて閱兵分列式を行ひ各校共夫々歸校した

◎山口高商教授石津漣氏の留學

萩町堀内石津見城氏次男山口高等商業學校教授石

津漣氏は一月廿五日付文部省より保險學及統計學
研究の爲英吉利國へ在留を命せられたり

◎圖書館設備費寄附

木間三箇區代表者小坪辰一、中村喜一及横山喜一
郎の三氏より木間圖書館設備費の内へ金壹百五拾
圓寄附申出に依り一月十日町會の議決を經受理す
ることに決定せり關係區民諸氏の厚意を感謝す

◎昭和三年度明倫青年團夜警狀況

支部	部	落	期	間	一夜の回数	參團員數	備考
一	川島		自	十二月一日	一	一八	親睦會後援
二	土原		自	十二月一日	二	二二	協和會後援
三	橋本、御許、唐樋		自	十二月十五日	二	八	町内と聯合
四	平安古		自	十二月十五日	一	一四	經費自辨

五	堀内、南古萩、片河 吳服、春若	自十二月十五日 至二月未日	一	一〇	經費自辨
六	米屋、津守、戎、塩 屋、細工	自十二月十日 至二月十日	二	一八	經費は寄附
七	田町、瓦町、吉田町 上下五間町	自十一月十日 至三月十日	一	一	實施せず
八	熊谷町	自十一月十日 至三月上旬	三	一〇	町内と聯合
九	濱崎、東部濱崎	自十二月十五日 至二月未日	二	二〇	經費は寄附
一〇	濱崎新町西部	自十二月十五日 至二月中旬	一	一四	經費自辨
一一	北古萩 (一)	自十二月廿五日 至一月二十日	一	一一	經費は寄附
一二	北古萩 (二)	自十二月廿五日 至一月二十日	二	三二	經費は自辨
一三	江向	自十二月十五日 至二月十日	一	一一	在郷軍人會と聯合
一四	河添	自十二月二十日 至二月十五日	一	五	奉公團、軍人團と聯合

●明倫小學校寒稽古狀況

一月廿一日より六日間を練武週間として毎朝六時より八時迄高等科男子百八十名に對し明倫講堂に於て劍道寒稽古を實施す。男子職員は總出にて之

か指導の任に當り青年團員亦之に参加し毎朝定刻前より猛練習を行ひ士氣堂に溢れて昔日の感を深く且つ新たならしむるものあり。最終日は更に午後二時より劍道大會を行ひ四時終了式を舉行せり

●椿東處女會月例会

一月二十四日月例会を催す會員は午前中割烹の實習を爲し學校の職員及會員と共に之を試食批判し午後は曩に海潮寺に於て開催の縣設處女會幹部協議會に出席したる會員の會況報告あり次て各部落の評議員一名宛を増員し其の人選は會長に一任することを議決し後ち娛樂會に移り午後五時二十分盛會裡に閉會せり

第四條 學術試験は身体検査に合格せる者に就き筆記及び口答の二種に分ち之を行ふものとす
第五條 筆記試験を行ふべき課目左の如し
算術 國語 作文

第六條 口答試験を行ふべき課目概ね左の如し
地理 歴史 理科

第七條 各科目の採点及び成績決定標準左の如し
一、筆記試験を行ふべき課目中算術及び國語は満点を百点とし作文は五十点とす
二、口答試験を行ふべき課目の成績は甲、乙丙、丁に據る

●防長武學生養成所山口支部
保育生採用試験施行細則

第一條 本細則は保育生の採用試験に關する細部を規定するものとす

第二條 保育生志願者に對しては身体検査及び學術試験を行ふものとす

第三條 身体検査は陸軍軍醫官に委託し陸軍幼年學校生徒採用試験身体検査に準し之を行ふものとす

第八條 試験問題は概ね尋常小學科第六學年第三期修業程度に於て之を撰定するものとす
第九條 志願者試験成績の決定は筆記試験の總点

數に據る若し同点者あるときは口答試験の平均成績を比較して順位を決定す 但し陸海軍人の遺子は口答試験の成績に關せず同点者の上位たるものとす

第十條 筆記試験の成績算術國語四十点以下作文二十点以下を得たる者は保育生に採用せざるものとす

第十一條 本細則の昭和四年一月二十日より之を施行す

●學校職員改姓

明倫尋常高等小學校訓導長井海子は野見山海子と改姓したり

●小學校教員異動

阿武郡大島尋常高等小學校准訓導

増野保

阿武郡白水尋常高等小學校准訓導を命ず

(一月四日付 山口縣)

●圖書館職員任命

木間尋常高等小學校訓導 石川耕介

兼萩町立木間圖書館書記に任ず

(一月十日付 山口縣)

産業

●萩町立工業傳習所の近況

一、博覽會共進會に於て受賞したるもの左の如し
銀牌 (竹製玩具) 全國副業品共進會に於て
銅牌 (人別菓子器) 大禮記念博覽會に於て

一、海外より製品の申込みを受く
南滿州鐵道株式會社社員消費組合本部より炭入籠五百個の注文あり十二月二十八日發送せり

一、懇談會開催

一月二十六日午後一時より傳習生父兄の懇談會を催し十五名の出席者あり一同に對し傳習生の作業状態を縦覽せしめ教授細目教授方法並に傳習修了後のことに關し懇談を遂げ尙ほ林町長より傳習所の目的及一般家庭工業の發達に關し訓話ありたり

一、事業の概況

特別傳習生に於て昭和三年四月より十二月迄に製作したる買物籠、書類入、紙屑入合計參百七拾五点其の他雜籠壹百貳拾五個の賣上額

は一人當り最高參百五拾五圓參拾錢最低壹百七拾五圓八拾錢となれり

普通傳習生に於て昭和三年四月より十二月迄に製作したるものは味噌漉、箸入、紙屑入其の他雜種品壹百八十五点にして其の賣上額は一人當り最高貳拾九圓五拾錢最低拾參圓參拾參錢となれり

●山田木炭共同販賣組合

最近の狀況

山田木炭共同販賣組合は其の後毎回共出荷多き爲昨年より月三回の販賣を行ひ更に倉庫一棟を増築し山田信用組合と提携して健實なる發展を遂げつゝあり出荷者は山田區を主とし椿區及三見村より出荷する者相當増加せり一方販賣業者にして共同販賣當日出場する者亦二十余名に達し遠くは下關市又は大津郡三隅村より通信入札を爲す者等あり炭質も近時著しく良好に向ひ他所産の追従を許さざるに至り組合員も其の名聲を墜さざらしむる爲

一層撰別包装等に付意を注ぎつゝあり
因に同組合共同販賣日は毎月五日、十五日、二十
五日の三回なり

◎萩町内の各信用組合總會

◎一月二十日午前十時より長泉寺に於て北古萩信
用購買販賣組合第十六回總會を開催せり其の事業
成績左の如し

貯金 三、七五二、六〇〇
貸付金 一〇、〇一九、四五九

損益計算

利益金 四、二九〇、九九八
損失金 二、八二三、六九七

剰餘金 一、四六七、三〇一

◎一月二十七日午前十時より光山寺に於て山田信
用購買販賣組合第六年度總會を開催せり其の事業
成績左の如し

貯金 二九四、一九七、〇八〇
貸付金 一二四、一〇一、一三〇

損益計算

利益金 四、二九〇、九九八
損失金 二、八二三、六九七

剰餘金 一、四六七、三〇一

損益計算

利益金 二六、三六三、八八〇
損失金 二一、一〇三、七七〇
剰餘金 五、二六〇、一一〇

◎一月二十七日午後一時より萩町公會堂に於て萩
積善信用組合第十二年度總會を開催せり其の事業
成績左の如し

貯金 五八九、九〇一、一〇二
貸付金 四六〇、九五六、五〇一

損益計算

利益金 五一、二九六、七一
損失金 四四、〇五八、三〇三

剰餘金 七、二三八、四〇八

◎一月三十日午後一時より萩町公會堂に於て萩信
用組合第二十八年度總會を開催せり其の事業成績
左の如し

貯金 三八〇、五二四、九四四
貸付金 二二〇、七七五、二五〇

損益計算

利益金 四七、九六一、二五四

四等賞

杉 箸

萩割箸工業組合

◎豊浦郡安岡町の促成栽培

狀況視察

萩町技手 森 田 久 松

萩町内當業者を率ひ豊浦郡安岡地方に於ける蔬菜
促成栽培狀況を視察せるに付右の概要を左に摘述
す

一、發着の日時及經路

昭和四年一月二十三日午前五時五十三分萩驛發
午前十時安岡着午後五時十九分安岡發下關着一
泊翌二十四日午前七時より下關菜果市場視察全
日午後五時三十二分萩驛歸着

一、視察者の氏名

弘法寺蔬菜園經營者を以て組織せる農弘組合員
三隅三次郎 松本 喜一 古屋 金熊
江山伊之助 山根 清一 三舛 市熊
池田 秀一 山中 庄一 有井 甚吉
三舛 信吉 角屋新三郎 廣石助次郎

◎中國四國副業品共進會に
於ける萩町入賞者

昨年十月高知市に於て開催されたる同縣主催第二
回中國四國副業品共進會に出品したる萩町副業品
中左記の通入賞せり

記

二等賞銀牌 竹製玩具 香川津 田村 庄一

林 久熊 山根 又一 伊藤吉之進
石兼 順吉

其の他 川島 増原品藏、濁淵 有田菊槌、
榎谷孫一、渡邊筆亮、椎原 橋本士郎、福島
幸輔 以上二十二名
一、視察せし主なる事項

(イ)温床框の据付方法 (ロ)温床障子の拵へ
方 (ハ)温床土の拵へ方 (ニ)綿屑の良否鑑
識方法 (ホ)温床内の温度調節方法 (ヘ)灌
水方法及時間 (ト)温床蒸熱物踏込の方法及
綿屑切藁水の混合方法及割合 (チ)發芽より
第三回定植迄の移植方法 (リ)温室の構造方
法及蔬菜花卉の栽培状況 (ヌ)白芋、山椒、
露、三葉の促成方法 (ル)下關市に於ける各
地促成品の荷造方法

促成作物の早晚共に目下夫々作業實施中に在り
従て視察者の氣運愈揚り大に研究心を惹起せる
ものゝ如し
一、山口縣農事試驗場安岡園藝指導地駐在清水農
林技手の講話要領

を發見し之を用うることなれり是は安岡に於
ける當業者の發明に依ると云へども實は京都地
方より見習ひたるが如し其の當時は障子を横棧
と爲せしも斯くては傾斜の關係上排水不良なる
を以て今日の如く縦棧を用うるに至れり框の寸
法は視察せらるゝ通各當業者に依り或は位置に
依り作物に依り夫々相違あれども指導の設計は
巾四尺長さ二間乃至六間と爲し前板(南側)の巾
は八寸にして後板(北側)は巾一尺三寸とせり前
板巾及後板巾は框の上面の傾斜角度に依り日光
熱を巧に利用し得る様設計せるものにして冬至
の頃に於ける框の上面の傾斜角は四十五度を以
て理想とするも普通農家に在りては上面の傾斜
は先づ前板後板の巾の差を四五寸とすれば充分
なり
障子は油障子を使用せる者あるも漸次硝子障子
と爲すに至れり
當地方の主なる促成蔬菜は胡瓜にして此の促成
栽培を會得すれば其の他は此に準じて何れの作
物をも大過なく栽培し得るを以て之を標準とし

安岡地方の促成栽培の發達せる原因は主として
位置土質氣温の關係に基因し就中位置としては
下關と云ふ市場を控へ氣温は海面に接し暖流の
影響を享け〇度以下に降るが如き寒氣もなく土
質は砂質壤土にして蔬菜栽培に好適せるを認む
促成栽培を行ふには如何なる方法を以てするか
にある此の熱源を得る方法は左の三項に依るを
普通とす

一、有機質の蒸熱利用
二、温泉熱の利用
三、蒸汽及煙に依る人工熱の利用
右の内何れの地にても實施し易きは有機質蒸熱
の利用なり

安岡地方は其の始め馬糞の利用を以て行ひ其の
後愛知縣農事試驗場に於て熱源として綿屑の利
用を發表せるあり爾來當地方に於ても之を利用
するに至り現今は全部此の綿屑を用うるること
なれり

温床の設備に付ては其の始め當地方に於て天然
床に油障子を覆ひ作物の成育を促進せること

て別項の如き蒸熱物の踏込みを爲すなり
胡瓜の適温は二十三度にして十五度迄に降ると
きは發育を停止す
總て促成品の高價に取引せらるゝは普通の生産
品の出荷さるゝ時より約一ヶ月前の出荷が最も
高價なる時期である今日此の頃(二月中)胡瓜の
如きは生産費に多額の經費を要したる割合に安
價に取引せらるゝものなり而も蒸熱物に於ても
普通一ヶ月内外の保温なるを以て之れが踏込に
も相當無理のあるものなり三四月頃に生産物を
出荷するにせば價額も高價に取引せられ栽培も
亦容易なるものなり故に胡瓜を予定の期日に出
荷せむとすれば温床の踏込みを八十日前に爲す
を要す蒸熱物の發熱繼續日數は二十日乃至三十
日を以て最も都合の良きものとし胡瓜の移植も
此の二十日乃至三十日目か移植の適期なり従つ
て温度の下降する頃には新に踏込みたる温床に
移植する様になり頗る好都合となるものなり
左の温床栽培の蒸熱物に關する標準を示せば次
の如し

蒸熱物の効力

蒸熱物の材料 効力 二、三、月頃に於て平均温度二十三度を保つ爲にする踏込厚さ

紡績綿屑切藁水	九〇	九寸
新鮮廐肥落葉水	九	一尺一寸
切藁糞尿水	八	一尺三寸
切藁糞尿	八	一尺五寸
牛廐肥水	六	一尺八寸
乾草水	五	一尺八寸

一月下旬より三月迄に於ける蒸熱材料に依る五十日間の温度

供試蒸熱物	踏込量	加用せる水	五十日間に於ける平均温度
廐肥	一四〇貫	六七、五	午前二、三度
落葉肥	一二〇貫	一〇、五	午後二、六度
廐肥糞	一〇〇貫	九〇貫	二、一、九
人糞糞	一〇九貫		
米切藁	一四二貫	一三五貫	午前二、一、八 午後二、四、八

紡績綿屑切藁	三八、四	二二四貫	午前二、三、六 午後二、七、四
廐肥	一七〇		午前二、九、七 午後二、三、二

一月下旬より三月迄に於て温熱二十三度に保たしむる爲に要する蒸熱物踏込標準

- (イ) 紡績綿屑 四〇貫 踏込厚さ八寸
 - (ロ) 新鮮廐肥 一〇〇貫 全前一尺
 - (ハ) 米切藁 四〇貫 全前一尺一寸
 - (ニ) 廐肥 一四〇貫 全前一尺二寸
 - (ホ) 廐肥糞 八〇貫 全前一尺三寸
- 以上の蒸熱材料に依る發熱状態
- 第一週日より三週日迄 三〇度乃至二三度
第三週日より五週日迄 二三度乃至二〇度

第五週日より六週日迄 二〇度乃至一六度

萩竹工組合組織

萩町に於ける副業の發達を圖り豫ねて朝鮮方面に向け生産物を移出する目的を以て萩竹工組合を組織し組合長に八道八十一氏當選就任せり全組合は目下新川に其の共同作業場を設け海苔箒用割竹の製作に従事中心なり

竹林栽培いろは歌

い 傷み疲れし農村の 振興策の根本は
ろ 労働厭はず集約に 農閑利用にありと知れ
は 林の業の数多き 中にも勝れし竹林は
に 日本の國の特産品 分けて巴城は竹の町
ほ 誇りし萩の竹林を 益々培ひいつくしみ
へ 平素竹林作業をば 心得怠りなかりせば
と 富める豊けき農村を 築き上ぐるはいと易し
ち 長幹美麗の竹材の 栽培法の第一は

理想通りに鞭の根を 太く延ばさんそが爲に
ぬぬかりし過去を省みて 敷草反に五百貫
る類を選ばぬ荒柴に 土置量は坪三荷
を凡そ期間は三年目 時期は秋より二三月
わ若竹残し親竹の 竹の伐期は四五年生
か斯くて残せし立竹は 若竹は反に九百本
よ良い竹ばかり見計ひ 淡竹は千本内外に
た筍出する頃ほいは 兎や虫に氣をつけよ
れ連年収入確實に 伐りにし竹は夫々に
そ東の規定を遵守して 結束本數間違わな
つ常に愛護の念持ちて 研究積みて育てなば
ね年々殖ゆる収入は 農家經濟緩和せん
なるべく荒野は利用して 新に造れ竹林を
ら來春植ゆる其の箇所は 冬町寧に掘起し
む無病で大き四五寸の 枝下短かき新竹を
う植ゆる好期は春と秋 十か十一、三四月
る一番深く氣をつけて 鞭の根きつと二尺つけ
の残す竹枝四五段に 鞭の根傷みなき様に
お凡そ林地の外縁は 根先を内に向はしめ
く下り上りの區別なく 鞭の根必ず地に苟はせ

や 約一反の株数は 苦竹、淡竹は七八十
 ま 孟宗竹は三四十 黒竹ならば百株よ
 け 堅固につき方法は 根鉢の廻りを棒でつき
 ふ 深植、残植皆悪し 根揺りを防ぎ支柱せよ
 こ 此の竹林の増殖は 誘導法に依るもよし
 ね 延々伸びる鞭の根を 隣の畑に誘ふ法
 て 手入の主なる方法は 隣の林地を開墾し
 あ 芥や堆肥廐肥など 豆粕下肥施せよ
 さ されと母林は漸々に 衰へ行くか常なれば
 き 氣を付け根先を返らすか 遮断の溝を穿つべし
 ゆ 雪降る地方の竹林は 防雪法に注意して
 め 滅多に被害なき様に 共同一致で雪拂へ
 み 幹と幹とを結びつけ 雪折れ防ぐも一方法
 し 伸長増進方法は 麻につらるゝ蓬の理
 る 選ぶは坪に三四ヶ所 一ヶ所豆粕二握り
 ひ 肥料を與へ其の上に 敷草土置意るな
 も 目下の急務は荒廢の 竹林改良が第一よ
 せ 世に賣出す方法は 竹林組合設立し
 す 進んで自分で伐出し 共同販賣が利益なり
 ん 今日の名聲陷さぬは 唯だ町民の奮起のみ

●竹林經營二月ノ行事

- 一、引續き竹林の土入を行ふかよい
 - 一、塵埃、藁、敷草、堆肥等遅効肥料を施すかよい
 - 一、竹林中の雜木、下木の伐採を行ふかよい
 - 一、雪害ある地方は雪の防止をするかよい
 - 一、雪折竹は除伐利用するかよい
 - 一、尙ほ竹材の伐採を爲しても良い
 - 一、施肥並に新植の準備をするかよい
- 本年中に竹林の手入(施肥、敷草入れ)をせらるゝ希望かあれば町役場勸業課迄申出で下さい二反歩以上完全に手入れをせらるれば縣の補助があります尙ほ竹に限らず植林せらるゝ場合でも二反歩以上ならば同じく補助があります

●萩町耕地面積 昭和三年十二月末調

本年	開墾	擴張		潰		計	増	減
		面積	實地工	實地工	實地工			
現在	六八三反	三反	三反	二反	四反	六八三反	三反	三反
計	一、二八七〇	四〇	四〇	一四	四二〇	一、二八七〇	二	一

粟	黍	トウモロコシ	蕎麥	甘藷	馬鈴薯	計
七〇	五〇	二〇	一〇〇	二〇〇	三〇〇	一、〇〇〇
八四七	八六〇	四〇	一〇〇	五、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇
一、六四〇	一、四〇〇	六八〇	一、八〇〇	七、五〇〇	二、四、〇〇〇	四、二、七四
二、〇〇〇	二、〇〇〇	二、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二〇

備考 前年に比し收穫高を増加するも單價に於て下落せり

●最近萩町内の物價

品目	單位	小賣相場	品目	單位	小賣相場
精白米	一石	三、〇〇	肉	百斤	八五、〇〇
精白麥	〃	一六、三〇	雞卵	百個	六、〇〇
大豆	〃	二、五〇	乳	一升	八〇
白味噌	一貫	一、五〇	晒木綿	一反	八五
清酒	一石	二二、〇〇	炭	十貫	五

●昭和三年中萩町食用農産物產出高

大豆	作付反別	收穫高	價額	一段歩當單一石又は
大豆	三三二反	二四石	三、四六	一一五
大豆	一五〇反	一三石	二、四八	九〇
計			五、九四	二〇五

備考 右表中本年現在は昭和三年十二月末日現在の反別開墾以下の反別は昭和三年中に異動せるものを指す

白砂糖	百斤	二六、〇〇	木炭	十貫	三、八〇
赤砂糖	百斤	二、〇〇	美濃紙	一締	一九、〇〇
節	一貫	一六、〇〇	紙	一締	八、〇〇

◎氣象觀測に就て

當町役場内に設置ある氣象觀測器に依り毎日午前
十時に觀測したる昭和三年十二月中に於ける平均
の氣温、雨雪量、風向及其の類別日數左の如し

十二月中氣象表

氣温(平均)	最高氣温 (平均)	最低氣温 (平均)	雨雪量
九度〇五	二二度〇一	四度一三	一三、三六
十二月中風向觀測			
北	北東	東	南東
三	二	一〇	一
十二月中類別日數			
晴	曇	雪	霰
二	七	三	一
霜	濃霧	雷	地震
三	一	一	一
暴風	最高最低	以上	以下
一	三	一	三

◎昭和四年一月中輸出入貨物調

萩稅關支署調査

清酒	九一石	一、一九三圓	大連行
青竹	一七噸	四一六圓	同
杉丸太	一八九噸	五、二三三圓	同
計	二〇六噸	六、八四一圓	同
輸入	なし		
輸出			

◎一月中町立魚市場賣買取扱高

萩魚市場	七五、八二一、二八
同越ヶ濱出張所	一〇、四五六、六〇
同玉江浦出張所	二、六一七、九四
合計	八八、八九五、八二
四月分以降累計	八四九、五八八、九二

財政經濟

◎昭和三年度萩町歳入歳出豫算追加更正

一月十日日本町會の議決を経たる標記豫算の要領左の如し

◎昭和三年度萩町一般會計歳入歳出豫算追加更正

第一項 基本財産収入	金五千拾八圓追加
第二項 商業學校生徒獎勵基金收入	金百圓追加
第三項 社會事業費積立金收入	金參百參圓追加
第四項 特別教育基金收入	金百圓追加
第五項 御即位記念事業基金收入	金貳百壹圓追加

第三款 寄附金

第一項 教育費指定寄附金	金百五拾圓追加
第四項 社會事業費積立金指定寄附	金百圓追加

臨時部計

歳入合計	金五千九百七拾貳圓追加
歳入合計	金五千九百七拾貳圓追加

第六款 教育費

第二項 圖書館費	金百五拾圓追加
第二十一款 基本財産造成費	金五千拾八圓追加
第一項 基本財産造成	金五千拾八圓追加
第二項 商業學校生徒獎勵基金造成	金百圓追加

第三項 御即位記念事業基金造成 金貳百壹圓追加
 第四項 特別教育基金造成 金百圓追加
 經常部計 金五千五百六拾九圓追加
 臨時部 部
 第二十款 積立金
 第二項 社會事業費積立金 金四百參圓追加
 臨時部計 金四百參圓追加
 歲出合計 金五千九百七拾貳圓追加

◎昭和三年度萩町慈惠基金歲入歲出豫算追加
 歲入

第五款 寄附金 金六拾參圓追加
 第一項 寄附金 金六拾參圓追加
 歲入合計
 歲出
 第一款 慈惠費 金六拾參圓追加
 第一項 貧困者救助費 金六拾參圓追加
 歲出合計

◎昭和三年度萩町小學校基本財産歲入歲出豫算追加更正
 歲入

第一款 財産ヨリ生スル收入 金五千參百六拾參圓追加
 第一項 基金收入 金五千參百六拾參圓追加
 歲入合計 金五千參百六拾參圓追加
 歲出
 第一款 基本財産造成費 金五千參百六拾參圓追加
 第一項 基本財産造成 金五千參百六拾參圓追加
 歲出合計

◎昭和三年度萩町志都岐公園基金歲入歲出豫算追加更正
 歲入

第一款 基金ヨリ生スル收入 金百壹圓追加
 第一項 基金收入 金百壹圓追加
 歲入合計 金百壹圓追加
 歲出
 第三款 基金造成費 金百壹圓追加

第一項 基金造成 金百壹圓追加
 歲出合計 金百壹圓追加
 ◎昭和三年度萩町伊藤公遺蹟保存基金歲入歲出豫算追加更正
 歲入

第一款 基金ヨリ生スル收入 金貳千七圓追加
 第一項 基金收入 金貳千七圓追加
 歲入合計 金貳千七圓追加
 歲出
 第一款 基金造成費 金貳千七圓追加
 第一項 基金造成 金貳千七圓追加
 歲出合計 金貳千七圓追加

◎昭和三年度萩町教育獎勵基金歲入歲出豫算追加更正
 歲入

第一款 基金ヨリ生スル收入 金六百壹圓追加
 第一項 基金收入 金六百壹圓追加
 歲入合計 金六百壹圓追加

歲出
 第一款 基金造成費 金六百壹圓追加
 第一項 基金造成 金六百壹圓追加
 歲出合計 金六百壹圓追加

◎昭和三年度萩町兒童就學獎勵基金歲入歲出豫算追加更正
 歲入

第一款 基金ヨリ生スル收入 金五百五拾壹圓追加
 第一項 基金收入 金五百五拾壹圓追加
 第五款 寄附金 金拾圓追加
 第一項 寄附金 金拾圓追加
 歲入合計 金五百六拾壹圓追加
 歲出
 第一款 基金造成費 金五百六拾壹圓追加
 第一項 基金造成 金五百六拾壹圓追加
 歲出合計 金五百六拾壹圓追加

◎昭和三年度萩町兒童校外教授基金歲入歲出豫算追加更正
 歲入

第一款 基金造成費 金五百六拾壹圓追加
 第一項 基金造成 金五百六拾壹圓追加
 歲出合計 金五百六拾壹圓追加

歳入歳出
 第一款 基金ヨリ生スル収入
 第一項 基金収入 金參拾圓追加
 歳入合計 金參拾圓追加
 歳出
 第一款 基金造成費
 第一項 基金造成 金參拾圓追加
 歳出合計 金參拾圓追加

◎昭和三年度萩町獎善基金歳入歳出豫算追加更正

歳入
 第一款 基金ヨリ生スル収入
 第一項 基金収入 金百壹圓追加
 歳入合計 金百壹圓追加
 歳出
 第三款 基金造成費
 第一項 基金造成 金百壹圓追加
 歳出合計 金百壹圓追加

◎家屋の賃貸價格調査に就き

家屋税は昭和五年度より家屋の賃貸價格を標準として其の家屋の所有者に對し賦課せらるることゝなれり調査規則左の如し

昭和四年一月山口縣令第十四號

家屋賃貸價格調査規則

第一條 大正十五年法律第二十四號地方税に關する法律第十條の規定に依る家屋賃貸價格決定準備の爲本則に依り家屋賃貸價格の標準調査及一般調査を行ふ

第二條 標準調査は市町村毎に地位の情況類似する區域を一調査區とし毎調査區内に於ける貸家に就き之を調査す但し一調査區内に於て貸家なきときは若は貸家あるも貸家のみに依るを不當と認めたるときは其の他の家屋に就き之を行ふ
 前項の調査區は市町村長の具申に依り知事之を定む

第三條 標準調査を行ふ事項左の如し

一、家屋所有者の住所氏名並建物所在地
 二、土地、建物の坪數並建物の構造用途及建築年

三、現實賃貸價格並價格

四、標準賃貸價格

五、前各號の外調査上必要と認むる事項

第四條 現實賃貸價格は貸主か公課修繕其の他家屋の維持に必要な經費を負擔する條件を以て家屋を賃貸する場合に於て昭和四年四月一日の現狀に依り貸主の收得すべき金額の年額を謂ふ

第五條 左の各號の一に該當するものは契約賃貸價格に加算し現實賃貸價格を算定す

一、敷金、權利金あるもの若は借主に於て雜作を加へたるものの賃貸料は之か利子若は雜作に對する賃貸價格
 二、公課、修繕費其の他建物の維持に必要な經費を借主に於て負擔する場合は其の金額

第六條 家屋の價格は現狀に於ける建物の時價を謂ふ

前項の時價は建物の構造、新古、用途及建築費等を參酌して之を算定す

第七條 標準賃貸價格は現實賃貸價格に依り之を定む
 現實賃貸價格なきときは若は現實賃貸價格を不當と認めたるときは類似の他の家屋に就き前項に依り調査したる標準賃貸價格に比準して之を定む

第八條 一般調査は標準調査を基準とし家屋全般に就き之を行ふ但し法律及勅令に依り家屋税を賦課し得ざる家屋に付ては此の限に在らず

第九條 調査員は縣の官吏吏員又は市町村吏員を以て之に充て調査に際しては左記様式の證票を携帯せしむ

(表) 第 號
家屋賃貸價格調査員證
官職 氏 名

(裏) 昭和 年 月 日
山口縣 町 丁目 番 号

第十條 家屋の調査を行ふ場合に於ては調査を受ける者は帳簿書類の呈示並家屋の調査を拒むことを得ず
附 則
本則は公布の日より之を施行す

合せ既に二、四、五の三區は夫々實行に着手し其の他の三區も目下其の準備中に在り近く毎納期共完納の美風を馴致し其の面目を一新するに到るべしと謂ふ

◎越ヶ濱納税貯金組合設置

越ヶ濱全區の納税に付ては其の前提として區民の自覺を促かし特に納税施設の勸奨に努力したる結果曩に第二區田中宗吉氏の奮起に依り一部に納税貯金組合組織され其の實績極めて良好に向ひつゝありと雖之を全般的より観るときは納税の觀念甚だ薄弱なるものありと言はざるべからず時恰も多年懸案たりし上水道の竣成を機會に越ヶ濱漁業組合長にして町會議員たる井町松三郎氏の外六區の各區長及有志者等大に蹶起し全區に涉り納税貯金組合を設立するに至れり其の集金方法は各區に十戸内外の小組合を設け上水道使用料金の日掛整理に併せ組合員順番を以て確實に集金することを申

◎納税に關するパンフレット配付

萩町現下の納税状況に鑑み其の成績を向上する爲各學校の生徒及兒童を通し一層納税に關する必任意務の觀念を高調し毎納期完納の美風を馴致することとし其の改善の一方として毎月一回パンフレットを作成し各小學校尋常科第五學年以上の兒童に對し之を配付することとせり

-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-

◎地租納額別人員表

昭和四年一月一日現在

納額	人員	納額	人員	納額	人員	合計
百圓以上	一	五十圓以上	四	二十圓以上	一	一
三十圓以上	四	十五圓以上	一	十圓以上	一	一
十圓以上	九	七圓以上	二	五圓以上	二	二
五圓以上	二	三圓以上	二	二圓以上	三	三
一圓以上	四	五十錢以上	一	二十錢以上	一	一
五十錢以上	一	二十錢以上	一	十錢以上	一	一
十錢以上	一	未滿	一	合計	五、八六三	計

備考 左側の數字は地租納税者中他市町村民の數を示す地租百圓以上の納税者は防府町毛利元昭、萩町堀永徳太郎、國重政亮、大岡與一郎の四名なり

◎萩町特別税戸數割追加賦課の件

昭和三年度萩町特別税戸數割に對し一戸平均金七

拾五錢の賦課率を追加し本年度第三期分に加算し徵收するの件一月二十五日付を以て本縣知事より許可の指令ありたり

軍 事

◎現役兵取郷

昭和四年一月十日入營の現役兵中依病即日取郷を

命せられたる者左の如し
萩 椿 東 吉 村 政
末 武 熊
一 一 一

山田 植木 晴良

全 萩 岩崎 信一
工兵第五大隊 萩 井町 新市

◎現役兵補缺

左記の者本年一月二十一日現役兵補缺として頭書の部隊へ入營を命ぜらる
歩兵第四十二聯隊 椿 池田 由之
全 佐々木 一清
全 萩 油屋 實

◎軍艦三笠保存會寄附金

昨年八月萩月報第五號登載軍艦三笠保存會に對し基金寄附募集中の處今回金八拾六圓五錢を同會へ送付したり

土 木

◎萩町越ヶ濱上水道使用條例施行

越ヶ濱水道使用條例は曩に其の筋へ許可稟請中の

處過般内務大藏兩大臣より許可の指令ありたるに依り一月十五日を以て之を施行することとせり

通 信

◎萩郵便局四年一月分事務取扱狀況

種 別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受 四〇〇、四三八	五〇八、三八〇	六七、八八〇
	配達 七八、九九九	九七、二八一	一八、二八三
小包	引受 二、〇九四	二、〇七三	二一
	配達 三、七六六	三、九二七	一六一
電報	受付 二、五二二	二、九五六	四三四
	配達 四、八八五	五、四二七	五四四
爲替振出	中繼 二、一九五	二、二四九	五四
	口數 一、三四四	一、三六八	五四
全 拂渡	口數 二、四四五	二、八四七	四〇二
全 振出	金額 二九、〇八一、四〇四	四一、四〇二、九六〇、〇三〇	
全 拂渡	金額 四三、三九五、六〇五、九〇六、〇〇七、五二〇、四〇〇		
貯金預入	口數 二、二四三	二、七六一	五三八

全 拂戻	口數 五四五	五四七	二
全 預入	金額 三、五七、三〇三、八四五、五三〇	六八、六九〇	
全 拂戻	金額 一五、四二〇、三八〇、二六、八四三、六七一、四三三、二八七		
保險募集	口數 一〇四	四一九	三五
全 保險	金額 一三、〇五八、九〇〇、三六、五二七、三〇〇、四五六、四〇〇		
保 險	料 六六、八〇〇	二九、四〇〇	一五、六〇〇
郵便年金契約	口數 四	一	四
同 掛金	額 三三、六四〇	一	三三、六四〇
同 契約總額	二六四、〇〇〇	一	二六四、〇〇〇

◎萩郵便局一月中行事

一、吏員新年宴會開催
萩局吏員一同は年末年首の繁忙期に拘らず各員の協力によつて些の支障澁滞をも生ぜしめず無事職責を全うせしを以て男子吏員より成る交親

會員一同は年末年首事務繁忙に依る勞を藉する
と共に各員の友誼を一層厚うせむ爲一月九日午
後六時より新年宴會を開催し一同隔意なく歡を
盡し午後十一時盛會裡に散會せり

一、木下惣一氏褒狀傳達式舉行

當局の歴史上將又郵便物配達上活字引として敬
すべき集配手木下惣一氏は明治三十二年四月當
局集配人奉職以來二十有九年余終始一日の如く
倦む所なく斯業に盡瘁せし功績を認められ昨秋
行はせられたる曠古の御大典に當り久原遞信大
臣より褒狀並に銀杯壹箇を贈與其の功績を表彰
せられしが今回病を得て再び立つ能はず遂に退
職の止むなきに至るに依り特に積年の功勞を賞
せられ久原遞信大臣より左の如き褒狀を贈り其
の退職を惜まれたり

褒 狀

萩郵便局

集配手 木下、惣一

明治三十二年四月萩郵便局集配人拜命爾來
恪勤精勵勤績二十九年終始一日の如く職務

に盡瘁し殊に大正五年十二月取締役に擧げ
らるゝや克く後進の指導誘掖に努め其の功
績不尠定に他の模範と爲すに足る然るに近
時健康勝れざるの故を以て職を退かむとす
仍て特に積年の功勞を褒す

昭和三年十一月二十三日

遞信大臣從三位勳二等 久原房之助

此の程右兩褒狀並に褒章到着に付一月十四日午
前十一時三十分より備人溜所に於て局長各主事
侍立備人一同集合の上最も靜肅裡に右傳達式を
舉行せられたり

一、廣島遞信局保險課長來局

一月十九日廣島遞信局石野保險課長は簡易保險
普及に關する事務打合の爲來局種々協議を遂げ
同日午後二時出發歸廣せらる

一、簡易保險大募集

萩局に於ける本年度簡易保險募集豫定口數は壹
千五百件なる處追々年度末も差迫りたるに付一
月中を保險大募集努力期間と定め一氣にして豫
定口數の完済を期すべく全局員を督勵し普及勸

奨に努めたる結果同大募集期間に於て新契約申
込件數四百二十九件保險金額參萬八千五百拾七
圓參拾錢に達し一月末に於ける本年度新規申込
總契約件數は壹千五百拾壹件にして本年度豫定
口數を超過すること拾壹件となり頗る好成績を
收めたり尙此の機に於て不斷の努力を以て一層

衛 生

普及勸奨に努むる等

一、精神修養講話開催

一月二十二日午前十時半より北古萩町妙元寺住
職中所元雄氏を聘し吏傭人に對し修養講話を開
催感謝の生活と題し氏の信仰より迸る熱誠に依
り一同に對し多大の感動を興へられたり

◎昭和四年一月中傳染病
患者數

病 名	一月中發生數
腸 室 扶 斯	二
赤 痢	二
計	四

◎昭和四年一月中死亡者
埋火葬別の數

火 葬	男	女	計
埋	二五	一八	計四三
葬	一〇	一三	計二三
合 計	六六		

◎昭和三年中に於ける汚
物掃除成績

昭和三年中に於ける萩町汚物掃除の作業成績左の如し

塵芥量	六二六、九二〇貫
汚泥量	一三六、七二〇貫

尿量	一五、四四六石
従業員延數	一、四二六八
使用荷車延數	一〇、六六五車
使用馬車延數	二〇車

人事

歸去來

◎毛利元昭公は一月十五日先代網廣公贈位報告祭參列の爲同十四日來萩十七日午後歸邸せらる

◎大森山口縣知事は毛利綱廣公贈位策命使として一月十四日來萩翌十五日歸山されたり

◎逓信秘書官藤田包助氏は故平野斌氏遺族其の他弔問の爲一月十六日來萩十八日出發歸京さる

◎十二月下旬より歸萩中なりし内閣囑託北野右一氏は藤田包助氏と共に十八日歸京されたり

◎熊本逓信局海事部書記藤原唯七氏は船舶検査指定地に關し調査の爲一月十八日來萩十九日町内を視察歸廳せらる

◎昨年十二月豫備役編入を仰付けられたる海軍大佐羽仁潔氏は此の程歸郷され平安古町の自宅に居住さる氏は昨年七月平戸艦長として萩港に來航されしことあり

◎陸軍少將從四位勳三等功四級山田喜八氏は一月七日午後十時急性肺炎にて逝去さる氏は生前阿武郡教育會長として育英方面に盡されたる勞功尠からず又萩町會議員の職にあり町政に寄與されたることあり惜しむべし

◎正六位勳四等功五級長濱友雄氏は一月八日午後九時急性肺炎にて逝去さる氏は三等軍醫正に任せられ後川島に於て醫院を開業椿西小學校々醫川島親睦會々長の職に在り又萩町會議員として地方の爲盡瘁されたることあり惜しむべし

◎陸軍歩兵大尉正七位勳五等平野斌氏は一月十日午後十一時腦溢血にて逝去さる氏は帝國在郷軍人會萩町聯合分會副會長同椿分會會長萩町農會會長阿武郡農會會長萩町聯合青年團處女會副會長沖原報德會長前萩町會議員等の公職にあり在世中の勞功認むべきもの甚だ多し惜むべし

◎戸籍と身分關係 (其の九)

家督相續

家督相續とは戸主か戸主權を喪失した場合に於て其の家督相續人か前戸主の權利義務を承繼する法律上の効果を謂ふのであつて其の家督相續の原因となるものは左記一号より六号までである

- 一、戸主の死亡
- 二、戸主の隠居
- 三、國籍の喪失
- 四、戸主か婚姻又は養子縁組の取消に依り其の家を去つたとき
- 五、女戸主の入夫婚姻
- 六、入夫離婚

以下届出の大略につき述べれば

(1) 戸主と爲つた者か其の相續の事實を知つた日より一ヶ月内に之を届出ねばならぬ(入夫婚姻に因つて戸主となつた場合は之れには依らない)

又戸主となつた者が外國にある場合に於ては三ヶ月内に届書を發送すれば宜しい尙ほ届書には

左記の事項記載を要す

- 一、家督相続の原因及戸主となつた年月日
- 二、前戸主の氏名及前戸主と家督相続人との続柄

三、選定に因る家督相続人が届出を爲すには選定を証する書面を添へて提出せねばならぬ

(2)家督相続人が胎児であつたときには母は相続の開始を知つた日より一ヶ月内に診断書を添へて家督相続の届出をせねばならぬ其の届書には左記の事項記載を要す

- 一、家督相続の原因及相續開始の年月日
- 二、家督相続人が胎児であること
- 三、前戸主の氏名及前戸主と家督相続人との続柄

(3)母か胎児家督相続の届出を爲した後胎児か死体にて生れたときは母は一ヶ月内に醫師又は産婆の検査書を添へて家督相続人たる胎児の死体分娩届をせねばならぬ又母か若し胎児死産の届出をしなかつた場合は家督相続人に於て死体分娩の事實を知つた日より一ヶ月内に醫師又は産婆

の検査書を添へて家督相続人たる胎児の死体分娩届をせねばならぬ

萩町の人口動態

婚姻	離婚	出生	死亡	死産
五	五	一五三	九五	五

寄留者の異動

	男	女	一月分計
出寄留者	一〇八人	四二人	一五〇人
入寄留者	二五人	二二人	四七人
復歸者	一二八	五人	一七人
退去者	九八	四人	一三人

受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和四年一月中

罪 名	人 員		計	一月以前	前年
	萩町に 居住する 者	萩町に 居住せ ざる者			
賭博	—	—	—	—	—
詐欺横領	—	—	—	—	—
窃盗	—	—	—	—	—
船舶底曳網漁業取締規則違反	—	—	—	—	—
出版法違反	—	—	—	—	—
飯食物防腐劑取締規則違反	—	—	—	—	—
住居侵入窃盗	—	—	—	—	—
傷人	—	—	—	—	—
殺人	—	—	—	—	—
失火	—	—	—	—	—
阿片煙販賣	—	—	—	—	—
銃砲火藥取締法違反	—	—	—	—	—
齒科醫法違反	—	—	—	—	—
賣藥法違反	—	—	—	—	—

陸軍々人服役令施行規則違反	暴力行為等處罰に關する違反	船員法違反	自動車取締令違反	古物商取締規則違反	議員選舉法違反	印紙税法違反	結核豫防法違反	要塞地帶法違反	關税法違反
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

社會事象

● 戸主會並に主婦會

◎ 一月二日午前十時より安養寺に於て平安古町第一區戸主會の發會式を舉行せり
 ◎ 一月五日堀内親交會總會に於て同會に婦人の評

議員を置き以て戸主會并に主婦會に之を代用することを協定せり

◎ 一月八日午後八時玉江浦觀音院に於て玉江浦、倉江聯合の主婦會發會式を舉行せり式後縣社會課杉山囑託の講演ありたり

雜事

◎ 歐米漫遊談片 (其の二)

一九三五年

岩田博藏

世界大戰亂の終局は一九一八年十一月十一日カイゼルを逐ひ出して獨逸新政府が、聯合軍に對し無

條件降伏、休戰條約に調印したからである、四ヶ年半に亘る大慘禍は爰に漸く息が付き、一九一九年六月二十八日獨逸が第一に調印した、ヴェルサイユ講和條約十一ヶ條の第一が極めて重大なる事相を將來に醸成してゐる事を見逃すことはならぬ曰く、アルサス、ロレーヌ二州とサール河流域の

炭鑛及其の施設等一切を佛蘭西國に割讓す、と一般に報道されてゐる、僕もかく思つてゐた、唯面倒なのは例のドーズ案による獨逸の賠償具体法位だらうと信じてをつた、所が今次の海外漫遊中僕の聽度我利癖が偶然にも意外なことを發見して、調べかけて見ると極めて厄介千萬な大物らしく、通り一片の腫物でなく癌腫たることが確かだ、そこで獨逸の我が大使館にも駈け着け聞糺して見たが殆ど要領が解らぬ、儘よ一つ自分で診察の外なしと腹を決めて探し廻つて得た診斷はザット次の通りである

サール流域の工業地帯を佛國に割讓したといふのなら、別に太した癌腫とは言へぬが、實は左様でないから心痛至極なことである。そこで先づ此患者の身体検査からしてかゝらねばならぬ
 サール州は獨逸國の一部で、ライン河の支流モゼル河の其の又支流のサール河に沿ふ流域、有名なロレーヌ州の北、ババリア州の西に位して豊富なる鑛産地帯であり工業地域である、サールブルッケン市は商工業並に精神活動の中心都會で

ある

先づ第一が石炭、此が活動の原動力、其から鐵工業、硝子、窯業など著名である、爰に最一つ注意を促すべきことは州内農耕の盛大を見る事である工農の融和協働の洵に良き模範地方である、といふのは分業でなくて、工夫と農民と一人二役を勤め、妻君、娘、倅等は鑛孔に於ても耕地に於ても家長を助けて働らきつゝある、此鑛夫兼農夫は自耕の地所と其勞働孔とが隔りをる場合は、自宅を出て行き共同宿舎に起居し日曜日にかけて一週一度は自宅に歸つて自作農にも精を出すのである、全体が總てこんな落着いた仕事振りだから、他地方の者が這入り込んでも到底彼等の仲間入りは難かしい、そして儲け溜では家を造り土地をかうて尻をチャーッと落着けて働く、所謂自分等の耕地自分等の鑛山といふ寔に執着の厚い因縁濃かなる社會組織を作つてゐる、精神文化方面もかゝる眞面目な人民には非常に克く徹底してゐて、其の設備等にも眞に遺憾なき様を示してゐる
 要するに生産力豊富で人民は忠實勤勉、文化伸帳

極て統一融和、一糸亂れず、向ふべき標的に向ひ汗脂を惜まず努力するといふ理想的な黄金郷である。僕は此所を調べて見て何だか近くの宇部市を想ひ起さねばならぬ、宇部人士には此地の研究が殊更参考となるものであらうと思ふ

此地方は歴史的にも考察するの要がある、極古の所は抜にす、世人が此州に眼を着くる様になつたのは十八世紀、即ちウイリアム、ヘンリー公統治の時代からである、當時近邦佛蘭西にはルイ十四世十五世と相繼ぎ、其ヴエルサイユ宮殿が世間に及ぼせる光被は今更言ふ迄もない、で此地方の公侯達皆羨望、競うて之に倣はんとし秋波ごころか忠勤迄持ち懸けるといふ状況、其代り佛國よりは相當補助金も這入つてゐる、市街も小ヴエルサイユたらしめんとし、工夫經營是れ努めたもので、其發展の基本を培養する爲商工業の奨励となる、實に今日のサール生産殷盛の封切となつた次第である

如此傾佛思想は將來此地方の政治的運命には大影響のある事で、州民舉つてかゝる調子に乗り其一

歩を過れば、獨佛間にイツモ戦争の結果其所屬を變轉せらる、隣州ロレーヌの様になつたであらう十八世紀末葉の大波瀾たる佛蘭西大革命は容易に飛火して、此州當時のルイス公初の支配階級は革命軍に蹂躪、廿四名も貴族は曳張り出されて斷頭台上に絶命、以て一八一五年迄此地方は全然佛國勢力下に呻吟した、此年こそ奈翁暴荒の跡仕末を巴里會議で六ヶ月以上もかゝつて着けた年で、十一月二十日の調印で此州は全然元通り普魯西の一部に復歸が出来たのである

從是 普國は銳意此州富力の啓展に留意努力したるため、十九世紀後半に在つては獨逸帝國內最も殷賑なる生産都市の一となつた、即ちサール、ブルツケン、聖ジョハン、及びマルスタット、ブルバハの三市は夫々互に偉大なる伸展と向上とを示した、常に彼等は精神物質兩方向に亘り文明都市たる積極的施設を怠らざりしが、一九一四年八月世界大戦亂勃發となり、一大頓挫に遭遇せざるを得なかつた

惜又此州の人に就いて述べねばならぬ、富は常に

之を持ち得る人が持つのであるが、人には自主獨往の魂がある、容易く身心の賣買が出来ぬのが本統である、此州の総人口八十萬といへば我が岐阜一市位なもの、世間の問題とするのは余りに馬鹿げた話だと思ふ勿れ、豆鐵砲の丸位でも世界を爆發せしめた實例は余り遠き過去の事ではない

此州民は無混純眞の獨逸民族である、言語は元より精神的道徳的資質より文化風俗習慣趣味等に至る迄、総て純獨逸型である、子守唄、御伽噺、民謡、等野に山に村に耳朶を打つもの眼に映るもの悉く獨逸生拔の情調と趣味の現れのみ、獨逸國無二の忠實なる子孫の集團である、譬ひ政治的支配權は一時佛蘭西國の手に移されたも、其の魂迄佛國三色旗の香には決して染まなかつたのである

ルイ十四世の如き佛國の征服者、大革命時の將軍連、又奈翁に於ても、此佛國に近接せる境地に幾度も威風堂々繰り込んだものだ、然るに彼等州民の精神迄は獨逸より佛國に移植獲得するとは一切出来なかつた、一八七〇年に垂んとする時奈翁三世は此小さな土地を一嘗にせんとしたが、余りに

州民の反抗的殺氣の凄愴なるが爲遂に其企劃は挫拆した、又一九一八年獨逸は遂に刀折れ矢盡き皇帝を怨み革命潮の滿る際佛軍は此地に進入した佛軍將士一同は此際此州民等に少くとも歡迎の氣分を豫期してゐたが、豈計らんや萬歳の聲一も聞えず、寂り閑として州内死せる如き情景であつた、彼等は戰勝佛國の一部となつて全きを得んよりも慘敗祖國の手を離れず貧苦に泣くを寧ろ本懐としてゐたのである

獨逸帝國建設一千年祭ありし時の如き、獨逸國如何なる州よりも勝れて熱烈なる祝意を表した事實などを見れば、眞に文字通り忠良なる獨逸國の生める子供であると言はなければなるまい

此州の現状如何、一九一九年六月ヴエルサイユ大會議に於て、我帝國を初め右關係三十二ヶ國の代表者が參集凝議決定した所によると、大亂により佛國の蒙りたる損害の一部賠償の爲、此サール州の鑛業權即ち一億一千万噸と算定せらる、藏炭、並に年産額一千四百万噸の石炭を全然佛國に讓渡すると、但此州の所屬は引續き獨逸國となつてゐ

る、而して一九三五年に於て、州民の一般投票により、此州が佛國の一部に移るか、將又依然獨國の儘に残るか、兩者就れかを決定すると、其の際獨逸國所屬を州民が望む票決になれば、獨逸國は此州の富力を金銭で買戻さねばならぬ、といふのである

獨逸國は賠償金支拂さね、漸くドーゾ案で梟をつける有様であるのに、州民が獨逸國統治を希望する(かくなるに決つてゐる)になれば、此一九三五年即ち七年先で、莫大な金で此を買はねばならぬ、果して借金塗れの獨逸國に其丈の力が出来るものか、此点が最も重大なる關係影響を齎すものと僕は見るのである

佛蘭西は無論かゝる議定あつて以來、又此一般投票時期迄に是非共此州民を自國に同化させねばならぬので、恩愛勵壓共に振りなく、其施設教導に全力傾注、苦心焦慮到らざるなきの有様であるが今日迄既に半期を過してゐて、何等其効果の見ざるは當の佛人迄厭な顔をして首肯する所である一方州民は如何なる法令、如何なる手段、如何な

る損害を蒙つても、一九三五年には天下晴れて名實共に祖國の旗を樹てるのだと、堅忍持久、確固不拔、の意氣愈々熾烈なる事、涙汲ましき状態である

現在は國際聯盟五委員が有つて此州を統治してゐる、即ち獨逸國の一州を國際聯盟治下においてをる、其の期限が、一九三五年である、目下此委員を出せる國は、此サール州から一名と、佛蘭西英吉利、チェッコスロヴァキヤ、芳蘭、の五ヶ國である

過去の州史と州民現在の實相とに鑑みれば、此一般投票には佛國に轉籍を望む様な結果を決して齎さない、槌で大地を打つよりも確かな事を外れる虞は毛頭ないと斷言する、果して然らば獨逸は茲に此買戻といふ殆ど獨逸財政状態からは不可能なる難問題に直面する事になる、難題起つて平和の破れるのは、雨降つて物の濡れると同様である此七ヶ年間は現在に於ける世界の平和天秤は如何に狂を生ずるか解つたものではないに於ておや西歐の中部に此難問題の癪を生む、利害の互に異

なれるものが平和期に各其の蔓を延ばして行けば何時かは其先が搦み合つて小摺り合ひ意外な火を起すであろう、傷を受けて縛帯をしてる間は戦争を馬鹿らしいと思ふに違ないが、傷痕の癒わた曉には一切を過去に埋めて仕舞ふものだ、喉許過ぐれば熱さを忘れるとは決して日本丈の諺ではない此の、一九三五、といふ年は考へれば考ふる程、物騒千万に思はれる。此問題に就て米國は頻りに佛蘭西などの悪口を叩き、州民の意氣を賞揚して煽動してゐるが、佛國は定て不愉快至極に感じてゐるだらう

其上先般佛米間にこんな妙な事件が起つた、即ち英佛海軍協定を天下に素破抜いたのは米國ハースト氏經營のユニヴァサル、ニユズ、サーピス社巴里支局長ホーラン氏であつた、佛國官憲並に新聞記者は甚しく此事件に憤慨した、佛國政府は國家自持の爲、氏を逮捕し國外に退去を命じた、所が米國は其所置の不都合なるを申立て、佛國政府に抗議を提出したのである、他人が自分の宅にゐて自分の爲にならぬことをするから、出て行つて呉

れ、と佛國が言ふたのが不都合だと、米國は言ひ募るのである、此際歐洲に於ける米國の人氣などは僕の口から言はぬが花と思ふ、一九三五年四月一日以太利の英傑執政ムツソリニは本年其の國の國防會議に何といふてをる「徒に平和を夢みるは國家に對しての叛逆なり」と現に叫んでゐる、又駐佛の以太利領事を反フアシストが暗殺したのを、佛國政府が逮捕して二年の刑に處した、所が以太利の國論は馬鹿にするのも程々にせよと彌が上に沸騰した、佛國外務省の機關紙は此件に對し辯疏甚だ力めてゐるが、以太利の腹の底の浪は容易に消ぬ相にもない

ローマニヤとハンガリーとは現に國境に出兵して互に目尻を尖らしてゐる、一九三五年四月一日露國の内狀は決して泰平ではない、十八億留も國債を起したり、米國のゼネラル、エレクトリック社會社から二千五百万弗も借金したり、十万人を餓死せしめたりしてゐる、現狀若し一、二年續かば苛求に堪へず殆ど自暴自棄に陥つてゐる國民は何を仕出すか判らぬ、と噂してゐるではないか

北亞弗利加に於ける回教徒の反亂は一應屈服され
たが、冬の枯草の様に季節が暖くなれば屹度芽を
吹き出すに決つてゐる
世界各地に散在してゐる英帝國の大領地は何を考へ
てゐるか、旅行中度々此等地方の紳士と同道したが
随分面妖しい事をいふ、大國の分解作用は時の問
題だ、などの言は一体何を意味するだらうか
南米に於けるボリビヤとパラグアイとの悶着は對岸
の火災視して濟まされ様が、歐州平和のバランス
は實に微妙至極、枯草の繁き世界、何か導火すれ
ばドコまで燃え擴がるか見當がつかぬ、天秤の片
皿に芥子粒一つ加へられても平衡は直に崩れて來
る、何といふ怪浮哉の現状、吾人は孜孜常に、荒
息相誠メ自強息マズ、夙夜國威の宣揚に貢獻する
とを念とすべきである、嗚呼、一九三五年、今か
ら見てゐる導火ではあるまいか

(昭和三年十二月十五日)

萩町 香川政一氏稿

◎贈從三位毛利綱廣公御事蹟

(一) 略歴

毛利綱廣公幼名千代熊丸と稱す長藩主秀就公の第
四男にして寛永十六年十一月二十日江戸櫻田の藩
邸に生れ楢杜兵庫就幸これが保傳たり兵庫性嚴毅
なり心を傾けて之を輔導す公爲に早くより能く君
主の器を備ふ御母は越前中納言結城秀康の長女名
は喜佐姫といひ徳川家康の孫女なり
慶安四年正月五日父秀就公逝去し公家督す年十三
才なり年尙幼なるを以て政道を榎本就時に委し又
毛利宮内少輔就方を信重し保傳楢杜兵庫を親信し
て國政大に張る公次で政を親らす明歴四年四月二
十二日越前福井城主松平忠昌の二女千姫を納れて
夫人となす時に公二十一才、夫人十八才なり
公位に在ること三十二年なり承應元年十二月二十
七日從五位下に叙し全二年十二月十一日從四位下
に進み同日侍從に任じ大膳大夫となる天和二年二
月二十七日隱居して長子吉就公に國を讓る元祿二

年四月十七日江戸麻布龍土邸に逝去す年五十一法
名泰巖院殿墓は萩町靈椿山大照院にあり昭和三年
十一月十日特旨從三位を贈らる

(二) 藩政治績

藩主第一代輝元公慶長九年十一月一日を以て萩に
入城し猶國政を視るも髮を削りて宗瑞と稱し實は
第二代秀就公藩主たり秀就公の時防長の政道稍緒
に就くも移封後日淺くして藩制未確立せず經濟の
基礎安定に至らずして公の代となる是より先慶安
三年秀就公防長の藩治を十八宰判に分つ未十分な
る實施に至らずして逝去す公の後を承くるや直に
所務代官十八人を命じ治處を分ちて管理せしむ藩
内各地の治蹟是より擧る世に往々十八宰判の設置
を以て公の時となすは故ありといふべし公藩主と
なるや榎本遠江就時を國老に任ず時に藩債増嵩し
納戸倉の貯藏金殆空し是に於て就時公に請ひて益
田牛庵藩庫貯蓄の志を繼ぎ經營數年なり明曆三年
遂に寶藏を建て傳國の寶器を納め納戸倉の貯藏金
を移し是に置く後に就時職を去るに當りて現金三
千三百貫目を藏するに及べり

公親しく國政を視るに及び積極的に藩の經濟力を
増すの方針を立て寛文四年より九年まで六ヶ年を
費して厚狹郡高泊開作五千石を埋め立て良田百數
十町歩を得たり時に毛利就方當職にあり楊井三之
允主として工事に任せり凡そ後來防長の藩是は海
岸の干瀉を埋め立て、新に水田又は塩田を得以て
藩の石高を自ら増加するにあり而してこのこと實
に公の時より始まり開作は高泊開作を以て防長に
於ける創始とす
元祿十二年三田尻に塩田を開く之を古濱塩田と稱
し現存する防長鹽田中尤早きものなり此時公既に
逝去して吉就公藩主たるの時なりしも古濱塩田の
起工は全く公の在世中に始まり塩田を興すは實に
公多年の志なりしなり
防長の經濟は實に公の時に確立して藩庫大に富裕
となるされども公の身に奉ずる甚薄し公常に煙草
を嗜む而して火盆盆只一個のみ近侍皆言ふ別に一
個を設けざれば彼に携へ此に提げ甚不便なりと之
を公に請ふ公曰く我心を盡して防長の産を興し財
を貯ふるはこれ天下の富を作り四民をして安から

しむるにあり自ら之を用ゐんとするにあらざされども汝等火盆一個のために苦むとせば一個を増す或は可ならんされども私に之を決し難しと之を當職福原隠岐に諮る隠岐曰く臣心を傾けて藩庫の裕かならんことを計るは常に公の旨を受けて民を救はんとするにあり公の火盆は一個にて足れり何ぞ別に調設することあらんやと其後近侍再三之を強ゆ是に於て隠岐始て別に一個を置く公の儉政と風紀の肅張とは實に公始めて立つの時に起れり慶安四年七月二十日江戸藩邸の令條を定められたる中に曰く

一かぶきあやつり何も見物所へ参り候事堅く御法度被仰付候事

慶安四年十月二十三日公榎本就時を國許へ還され黒印を以て定められし領内制規の中に曰く
 一 傍輩間振舞之儀一汁三菜外にかうの物酒三通但盃中椀より上停止たるべし肴一色菓子一二種之間たるべき事
 防長の石高三十六萬石と稱すされども慶安五年六月十七日の内檢に據れば六十五萬六千三百四十八

石ありされども五十萬三千二百四十六石一斗を家中に配り十五萬三千百一石九斗を以て藏入となし以て領國及江戸藩邸諸所百般の藩費を支へざるべからず藩政當初益田牛庵藩庫に貯蓄するもの藩万一の際の用意金として遺されたるも寛永末年に阿曾沼某江戸藩邸に權を得て華奢に流れ邸費甚乏しく牛庵貯金殘る所少きに至る公甚之を遺憾とし藩士の祿高平均十分の二を減じて國用となす、時に承應二年なり之を承應二分減といふされども公一方に於て人才を登用し防長藩士中の新規取立は公の時を以て尤多しとなす隨て家中配當又増加す公是に於て榎本就時を任用し府庫漸く充實を見ること前に之を言へり
 公の始めて立つ藩規猶確立せざるを憂ひ當職榎本就時をして之を起案せしむ就時舊記を檢し斟酌折衷して制法を作る万治三年九月十四日公親ら大書院に出で一門組頭中寄組を召して新制法三十三條及細則を頒布す右筆土方傳右工門、八木甚兵衛、原田甚右衛門等之を誦讀す式畢りて後公洞春寺に至り藩祖元就公の靈前に於て令條を讀誦せしむ爾

來毎年正月十一日藩府政治始の日城中に於て此令條を朗讀し家老有司をして聽かしめ又各地代官所に於て此日之を讀ましめて例となす
 万治制法は本令三十三條細目二十八項ありて能く治藩の大綱を明かにす實に毛利家一代の大典にして後來防長の善政實にこれに基す
 公深く民政に意を注ぎ下民稍もすれば制法を知らずして禁に觸るるを憂ひ承應三年萩城下南片河町へ高札場を設置す後に享保二年之を唐樋町に移せり公又令して防長兩國諸所にも之を設置せしむ
 公經濟の統一を計り寛文元年九月萩城下吳服町に金銀判座を設け大黒屋に命じて判座を司らしむ延寶五年七月十五日又藩札を發行す公一には藩庫に蓄藏すると共に有用の際には之を惜まず寛文六年には出雲大社に銅製大鳥居を寄附して敬神の誠を致し寛文二年には洞春寺千部讀經祈禱の中絶せるを再興して祖先就孝の志を示し寛文二年十二月には萩鶴江台に燈籠堂を建設して航海船舶のために便する所あり而も自ら奉ずる所甚儉素にして平生の衣服は綿服に止め退隱の後に時として綸子を用

ひるに過ぎす
 公常に人材を論選し當役をして姓名を署録し之を奉らしむ先手物頭山川次郎左衛門公のために喜れず有司論して職を辭せしむ公曰く彼は謹恪職を奉ずるものなり何ぞ我が愛憎を以て之を動かすべけんや宜しく慰安して職に居らしむべしと公酒を嗜む香川就政屢之を諫めて聽かれず一日就政酒宴の席に進みて公の手より酒盃を奪ふ公大に怒り刀を抜きて之を追ふ就政走りて廊下に出で、曰く臣の血壘席を汚すは宜しからず乃ち走りて此處に到れり謹みて公の刀を拜受せんと頸を延べて刀下に着く公大聲之を叱し刀を廊下に突き立て、去る翌日就政を召して曰く我過てり我今日以後誓つて大酒せず刀は汝に之を賜ふと老臣毛利就方嘗て公に従ひて參府せんとす公就方を招きて曰く近日發駕せんとし大に汝を勞すと手ら小判百兩を興ふ就方直ちに戴き持ちて家に歸り家眷臣僕に示して之を悦び又出廳して聽事を視る公の能く人を用ひ又能く之を鼓舞すること此の如し公の代治績の擧りしも實にこれが爲なり公逝去す臣從悲傷して年々祭祀

を營む後裔相承け今に至りて一年も之を廢せず他の諸公に見ざる所なり公胡瓜を嗜む祭祀に當りて年々之を奉るを例とす足輕者に名字を稱するを許したるも延寶六年にて公の治世中なり

(三) 尊皇事蹟

承應二年六月二十三日禁内火災あり因て尾越藤右工門を以て披露狀を進献せられ又書翰を以て燒亡諸家の安否を伺候せらるゝこと次の如し

禁裏、仙洞、女院、新院、近衛殿、九條殿、德大寺大納言、飛鳥井大納言、勸修寺大納言、樋口中將、菊亭侍從、烏丸宰相

次で祖式久太郎を以て禁裡へ毛氈百枚を献する所あり八月二日禁内炎上のため類火に罹られし公家へ銀子を贈らるゝこと菊亭、日野、烏丸家に各三百枚、裏松、辨、施藥院、驢庵諸家へ各二百枚なり

承應三年九月十九日後光明天皇崩す粟屋九郎兵衛を吊使として仙洞御所、新院御所、近衛殿、九條殿、八條殿、竹門、聖護院等へ披露狀を進呈せらる更に御賻物を進献せんとせしも板倉所司代より

被_レ成_二御伺_一候_レて被_レ下_二候_一は、忝_レく奉_レ存_二候_一事
卯月二十二日

德川氏は西國參勤交替の諸侯の京都に入るを好まず參勤通路は京都を通過せしめず伏見より伊勢路に向ひ桑名より伊勢灣を渡りて熱田に渡らしめたり然るに公は參勤往來に必京都に立寄りて禁裡公卿に伺候せらるること前記の例を以て之を見るへし而も德川氏を憚らざるを得ざるの狀文中に歴然たり

寛文元年正月十五日二條家より出火し大内仙洞火あり天皇は白河照高院に行幸し上皇は修學寺に遷幸し新院女院は岩倉に行幸啓あり親王は大佛に居らせらる公卿宅百十九寺院十六民屋五百五十八軒災に罹る報到るや公大に驚き二十一日使者大和又兵衛を發し禁裡へ披露狀を呈し又使者内藤與三右工門を以て進献の品左の如し

- 一、禁裡へ大廣紙二百束
- 一、仙洞、新院、女院、女御へ各大廣紙百束
- 一、罹災縉紳鷹司、九條、廣橋、飛鳥井家其他へ小袖廣紙及肴等種々贈物

列藩其儀なしのことありて止む

明曆元年五月二十四日禁裡造營落成す我藩の畫工雲谷等爾及等與をして殿壁に圖畫かしむべしとの朝命を受く是に於て二人をして上京せしむ等爾は江戸より發し等與は國元より上る圖畫調度畢りて十一月二日京都を發し藩地に歸る滯京約半年なり万治元年閏十二月二十九日使臣を京都に遣し勸修寺家の執奏を以て歳抄を賀す即日勅答女房奉書を賜ふ初め毛利氏は藩祖毛利元就正親町天皇に即位料を献じて大膳大夫に任じ朝臣に列してより京都に藩邸を有し歳抄を賀し歳暮を奉るを例とす然るに德川氏は諸侯の京都に接近するを忌みて容易に之を許さず毛利氏亦德川氏を憚りて往々之を缺ぐ公特に此年を以て之を修むこれより公の世を終るまで之を行ふ

万治三年四月二十二日閣老に上申して曰く

私儀今度京都へ通り掛りに立寄申度奉存候去年も奉_レ得_二上意立寄申候_一今年も奉伺の段容赦多く奉存候へ共當春鷹司殿に若子誕生にて候間立寄見參仕り度奉存候苦むまじき儀に候は

公常に皇室の衰微を慨き幕府に參觀する如きは心之を悦ばず平素牛を愛して參觀途中の行列にも駿牛を從へ長門牛の嘲を受けて意とせず蓋一には韜晦すると共に幕府の規定に拘束せざるなり又屢參勤を缺ぐも結城秀康の孫女の出なるを以て幕府の當路も之を深く咎むる所なく以て公の意に任せた

公退隱の後一日將軍綱吉諸侯を會して能舞を觀せしめ將軍躬起ちて舞ふ列侯亦各其技を献せり吉就公時に公の後を承けて又坐にあり采女の曲の大鼓を奏せり一座皆喝采し將軍賞詞を加ふ吉就公歸邸す諸臣皆悦賀す直に口羽六兵衛をして之を公の麻布邸に報告せしむ公時に病みて褥中にあり起きて凡により六兵衛の報を聞き佛然として關孫六の刀を引き寄せ怒つて曰く將軍大藩を愚弄して俳優の演技をなさしむるは何ぞや長門守吉就公弱齡なりと雖も我家に老成の者なしとせず何ぞ其非を格して其愆を救はざる然るに之を爲さずして我に報す無分別といふべしと六兵衛畏縮して退く因て公自ら此大鼓に無分別と書し麻布の内庫に投じて又用

ひざらしむるに事皇室尊敬のことに及べば欣然として悦ぶ

幕末毛利氏の勤王は天下の周知する所なり然るに防長の活躍は實に經濟力の確實なるに基因す公の治世中に藩庫を充實し産業を振興するの藩是を定めてより世々の藩主之に習ひて殖産に努め儉政を行ひて贏財を内庫に納む英雲重就公の時に撫育方を設けて大に之を増殖し米塩紙蠟を防長の四産物となす全く公の意を奉承確立したるものなり數十年を閲して嘉永癸丑以來天下の形勢大に變じ藩主敬親公(忠正公)勤王の時到りて或は公武の間に周旋し或は軍艦を購ひ又武備を修む次で王命を奉じて維新の大業を翼賛する所あり其間費用幾許ぞや而猶剩餘金七十万兩を朝廷に献するを得しもの皆撫育制の力なり然るに其起原は全く綱廣公にあり然らば則後年防長の勤王と明治維新に防長出身の士の多く貢献せるとは實に公が一には防長經濟の力を養ひ一には藩規を定めて善政を布くと共に大に大義名分を明かにしたるに基因するものといふべし乃万治制法の第一條に曰く

一、天下諸事之御制法宜相守事
第二條に曰く

一、諸士面々常可相嗜事
右諸士は常に文を學び武を翫び忠孝の道に志し假初も禮法を取亂し義理を專として公儀を敬ひ法度を守り其役其役に不可怠此法於當家古より被定置元就公の制詞たり今以て不可怠事

一、軍役不可忘事
惟ふに元就公の祖法は皇室を尊敬し大義を明かにするにあり制法條文中に公義を敬ひとありて忠と言はざるもの大に意あるなり而して文中には忠孝を主とし幕府以外に忠を盡すの心得あるべきを示せり

公の性雄偉果敢にして武を好み大任を盡さんとするの志ありしも時に幕府の勢力尤も盛なるの時に當り遺憾なく素志を發揮すること能はず即韜晦陰忍して藩治草創の跡を修釐し後裔をして他年飛躍せしむるの基を作れり
(四) 逸話

公農事を重んじ城郭内に稻田を設けて自ら牛を使ひ稻を植わて殿中の者に示す今日萩指月公園内に存する東園は其跡を園としたるものなり
公幼にして繪畫を善くし往々着色のものあり特に好んで牛を畫く大に意を寓する所あるが如し
公退隱して世子吉就公後を承け始めて歸國の途に就き前日麻布に至りて公に告別す公一刀を賜ひて曰く諸臣奢侈俗を成し不遜日に甚し汝今弱齡國に當る若汝の命に抗するものあらば以て斬るべしと聞くもの大に恐る
歳首具足祝は武家の大禮なり公退隱の後も之を廢せず一日大雪にして櫻田藩邸老臣一人の來るものなし公喜ばず國司主計窃に之を櫻田邸に報ず國司は麻布邸の老臣なり櫻田老臣大に恐れて來り賀す公逍遙して知らざる真似して曰く某等は數世の恩顧を受く風雪を以て儀式を廢するは何ぞや賀禮慶式は誠心にあらざれば徒に虛文たり廢するに如かずと諸臣皆覺せず背に汗す既にして賀禮終る公吏員を召して曰く某等年老を以て寒を衝いて至る之に飲酒せしめ快醉歸休せしめよと諸臣悦服せざる

なし
公の疾病ある左右に問ひて曰く十七日は近きありやと十七日は生母龍昌院入興の日にて公の幼なる常に其の祝賀に遇へり前々左右を顧みて曰く我が月代を清め我が髪を結べよ又曰く我が襟胸を洗へよ近侍其命の如くす公大に喜ぶ十七日味爽に至り端坐して逝去す

●贈正五位瀧鶴臺事蹟概要

萩町 安藤紀一氏稿

舊長門藩儒員 瀧 鶴 臺 名は長愷、通稱彌八號鶴臺

(一) 家系

父 瀧養正 藩醫なり引頭氏の子を養ひて嗣となすこれ鶴臺なり
彌八の子鴻之允 父彌八の儒業を繼ぐ
同人の子孫茂太郎 鴻之允の子なり儒業を繼ぐ
同人の曾孫茂兵衛 茂太郎の養子なり瀧氏の儒業此代にて終る

同人の玄孫彌太郎 茂兵衛の子なり明治維新前より國事に奔走す 正六位に叙せらる 當代の主標之介 彌太郎の子なり

(二) 瀧鶴臺一生活歴の梗概

寶永六年(月日不詳)長門國萩の引頭氏の家に入る幼名龜松長じて名を長愷通稱を彌八といひ鶴臺と號す

幼にして學を好む藩醫瀧養正その敏材を聞き養ひて子となす

享保七年十四才藩學明倫館に入る

享保十五年二十二才周防國右田の學校時觀園の教授となる右田は藩の公族毛利氏の領邑なり

翌年江戸に赴き服部南郭に従學す其のまた翌年京師に遊學す十八年萩に歸る

享保十九年二十六才右田に赴き邑主毛利氏の家政に預り兼て時觀園の教督に當る是年邑の世良氏の女を娶る貞淑の聞あり

寶曆八年五十才長崎に遊び諸學士と交る

寶曆十年五十二才江戸に赴く江戸にて細井平洲秋山玉山濫井太室等と交る翌年始て藩主毛

利重就公に謁す尋て藩の一代儒者と爲り毎年米二十五俵を給せらる

寶曆十二年五十四才藩世子君の侍讀となる

寶曆十三年五十五才朝鮮信使と筆語唱酬す

是歲藩主重就公租外に收入せる金穀を貯蓄するの法を立つ鶴臺の進言によると云ふ 翌年

また信使と唱酬す

明和二年五十七才昇格して大組に編せられ祿四十石を給せらる尋て藩主の侍講と爲る是歲

米澤藩主上杉治憲に謁す是より治憲の賓師となる

明和七年六十二才萩に在り九月召されて藩主

に見わ其席にて病作る

安永二年六十五才正月二十四日病を以て萩の自宅に歿す

(三) 瀧鶴臺の學問

(イ) 鶴臺學問は實用を主とす初め小倉尙齋に學び山縣周南服部南郭に學ぶ尙齋は洛問の學を奉じ周南南郭は並に徂徠學を奉し共に守る所を異にすれども要は治國安民に歸す

鶴臺其異なる所を學ぶに非ずして其治國安民の道を求む是れ聖人の道なり故に韓客と筆語せしとき彼等が洛盟を奉するに對して物子の學を聲言したるにも其收結には遂に左の如くいへり

苟も國治り民安からば復何をか求めん何必しも學術の異同を争はんや

と鶴臺が世の隱居閑言者が學說の異同を考へてその優劣を評論するに倣はず其大本に溯りて聖道を見る其學や大なりといふべし

(ロ) 既にこの所見あり此心を以て物に接するゆゑに儒教と異なる老佛の教も耳に逆はず其著す所の「三の選」に儒老佛三教の性質を説きて儒は天を敬ひ佛は因果を説き老は自然を言ひ各その天や因果や自然に順ひて生に安じ死に安する歸着點の一なることを明にしたるは其造詣の深きを知るべし而して孰れの道にも我をすて世を救ひ人の爲に生死安心の沙汰も無益の至りに候

と云へるを見ても念々治國安民を離れざるを知るべし

(ハ) 更に進みて鶴臺が廣く世界を遠觀したるを知るべき證あり今鶴臺の言の要を左に摘録す

後世の儒者道を己の私有と爲し標同伐異して中國を貴び夷狄を賤むを務と爲す其識見の陋なる天地の至大を知らざるものなり

古より西洋南蠻の舟舶長崎に来るもの百二三十國あり又地球圖坤輿外記を見て之を明清會典一統志に參するに其の載せざるもの尙多し宇宙の大なること此の如く而して其國は各々其國の道ありて國治り民安んず乾毒には婆羅門法あり釋氏道と並び行はれ而して西洋には天主教あり其

他回回教羅麻法の如きもの諸國或は皆これ有らんか夫れ利用厚生之道を立て成徳の道を立つるは皆天に代りて民を安する所以なり國治り民安せば又復何をか求め

ん何ぞ必しも中國の獨り貴くして夷狄の教を廢すべきことならんや君子は器を成し材を達して安民の用に供し志を得ざれば天を樂み命に安すまた何をか求めん故に世の已を信せざる者をして己を信せしめ學を好まざる者をして學を好ましめんと欲し或は時を知らず勢を揣らす其道を當世に施さんと欲し問々として辯を争ひ人に勝つことを好むなどは皆天地の大を知らざるものなり(長門癸甲問に槎よる)

嗚呼世界の諸教義に捕はれず超然として大本を執りて國家の經綸を忘れざる大見識は百年後の明治の開進に廣く智識を萬邦に操るてふ皇謨の精神と何ぞ異ならん鶴臺の學は本邦文華の發展に於て豈に率先の功なしとせんや

(三) 鶴臺の著に老子抄あり未だ上梓せられず又醫術を究め佛學を修め特に佛徒と交遊廣く造詣亦深しみな其治國安民の學に取る所あり

(四) 瀧鶴臺の事業

(イ) 鶴臺其學を以て人を導きたる効驗は一は政事上に顯れ一は教育上に顯る即前者としては長藩主毛利重就公及び世子君に侍して治國安民の道を講し米澤藩主上杉治憲の賓師また小泉藩主片桐氏の賓師としても同じく其道を説きたることなり後者としては子弟を教育して材器を成したること右田の一邑に止らずして一藩に及び一藩に止らずして江戸勤仕中他藩の子弟に及びたることなり

(ロ) 公主重就公は右田の領主たる公族毛利廣胖を當職に任用したるが右田に縁故深き鶴臺の人物を廣胖に依りて夙に聞知し先づ之を世子の侍讀と爲し親ら又之を召して其講説を聽きその管子を講するを聽きて「倉廩充ちて禮節を知り衣食足りて榮辱を知る」の條に痛く感憤したる結果彼の重就公の政績として著名なる撫育法即ち公租外の收入金穀の貯蓄法を創するに至れり是は重

就公の孫齊房公の逸事を記せる「靖恭公遺事」にも齊房公の言として載せたる中に

英雲公(○重就公の諡号)瀧彌八被召仕管子之講釋被成御聽候て御撫育御立不易之御成績云云

とあり鶴臺その侍讀となりて後に重就の寵遇甚厚く講書の外に時々左右を退けて政事上に詢諏する所あり彌八感恩措かず心を盡して啓沃す世に「彌八上疏」といふ寫本を傳ふ重就公施政の蹟は即ち其上疏に言ふ所の實現せる者多きを見るときいふ

(ハ) 上杉治憲は其賓師細井平洲に因りて鶴臺の人となりて之を招きて賓師とするに至れり平洲は鶴臺より少きこと十九才深く鶴臺の學識に服せるなり平洲の門人上田雄次郎の言を録したる「青山閑話」に治憲の坐右の手箱に重要な書類を藏めたる中に鶴臺の進めたる經義の論説を一の抽斗に集め置きたることを載せたり治憲の細井を尊信するは世の周知する所なるが鶴臺に對

する尊信亦た深きものあるべし

(ニ) 要するに當時東西藩國の明君として著名なる毛利重就公上杉治憲公の政績の大本は主に鶴臺の輔弼に出でたるものにて其發現たる二君の政績は即ち鶴臺の事業なり

(ホ) 上杉治憲の書ける鶴臺文集の序文中に己丑の秋余始めて封に就きしを以て先生(○鶴臺を斥す)と別る明年長門侯先生をして祭酒となりて學政を一新せしめんと欲し之を率ゐて西に至れば疾みて命を奉ずること能はざりき(○原漢文)

とあり此學制一新の事は鶴臺に胸算あり其の「學校興立仕法書」といふものによりて見ることを得べし其要旨左の如し(學校とは即ち明倫館なり)

學業を明經紀傳博學和學の四科に分つこと
各科に師一人助役二人を置き生員六人を
選定して専心研精せしむること
虛文を矯め實用に務むること(○其他の

細目は略す) 鶴臺病に罹りて身其道を行ふの位に立つこと能はざりしかども後年明倫館の規則改正に之を採取せらるゝこと多しさればその規則も亦鶴臺の遺せる事業ともいふべし

(五) 提要并補説

(イ) 瀧鶴臺の學問に關する見識は世の文華開展の指導となり其事業は長藩米藩などの明主の政績に顯る殊に毛利重就の殖産は一に鶴臺と君臣相啄啐して美を濟せり實に此の長計は鶴臺興りて力あるといふべし

(ロ) (補) 鶴臺藩主の前にて病俄に起る中風症なり偶其座に一の近侍者なし重就公人を呼び之を扶けて殿中に休息せしめ當直の醫員をして之を治せしめ且自ら侍臣の室に臨みて其病狀を問ふ鶴臺の子鴻之丸(高渠と号す)報を得て登城し特に許されて輿を病牀に近づけ之に載せて家に歸る公乃ち侍臣をして従ひ行かしめ其無事に家に歸したる復命を得て然る後に燕室に入る其翌年用の公

人參一匁(○價銀五百匁なりといふ)を給與す此薬もと當役の所管にして萩の公庫に在り時に公及當役江戸にあり公特に遙に命し別人をして便宜をもて藥庫を開かしめて之を給す公の鶴臺を遇すること此の如く厚し

(ハ) (補) 鶴臺の江戸を去りて國に歸るや上杉

治憲思慕して已ます細井平洲の明和九年鶴臺に與へたる書翰に其狀を叙せり左の如し 先生(○平洲が鶴臺を敬稱する語)之御事常々御案事無己時々今一度御再遊も御座候様との御事常々御噂に御座候此節孝庵(○萩の醫員栗山孝庵)に御傳言之趣も米府(○米澤なり)江可申越候賑々候にも御悦可被成と奉存候

とあるにて知らる鶴臺の歿するや其歳三月二十一日米澤藩臣平田隼人生命を傳へて弔書の後嗣鴻之允に致し香典を贈る治憲の鶴臺を遇すること亦厚しといふべし

(五) 瀧鶴臺歿後の光榮

鶴臺歿後百五十五年に當れる昭和三年の十一

月十日 天皇即位の大禮を行はせらるゝに方り 聖恩枯骨に及びて鶴臺に正五位を追贈したまへり其光榮大なりといふべし

●贈正五位中島聿德事蹟概要

萩町 安藤紀一氏稿

舊長門藩士

中島 聿 德 通稱治平号韓齋

(一) 家系

遠祖 中島某 備中國に住し屢々毛利元就公に加勢し公の孫輝元公萩に移るや卒伍に列して従ひ其後御手舸子となり萩の濱崎の御船倉に勤仕し子孫世々其職を繼ぐ

中島左助正隆 遠祖より何世に當るか明ならず 中島治助正聰 左助の子なり朝鮮語に通ず天明七年朝鮮通辭を命せられ御船倉の勤務四十五年なり 中島三郎右衛門正貞 治助の子なり父の職を繼ぐ天保四年長崎にて朝鮮語を研究す

中島治平聿德 三郎右衛門の子なり 中島義三 治平の子にして現戸主なり萩濱崎新町に住す

(二) 中島聿德生涯の事歴概説

文政六年萩濱崎新町の家に生る通稱は治平實名は聿德といひ韓齋と號す少時より家庭に於て朝鮮語を學び郷の先輩に就きて漢學書道を研究し進みて蘭語を學び傍森寛齋に書を學ぶ 三十四才の時長崎に遊び朝鮮語を研究し兼ねて西洋學を修め其地に居ること四年なり 三十八才の頃より家業の外に公務に服し洋書の翻譯理化學應用の事に従ひ又後進子弟を指導教育す 四十四才藩の舍密局總裁を命せられ士分に昇格す 慶應二年十二月二十八日病を以て歿す享年四十

(三) 中島聿德の學業

安政三年三十四才父の意を承け公許を得て家業の朝鮮語の研究及び西洋學術修業の爲長崎に赴

く旅費學費みな自辨なり長崎に於て對馬藩の通譯官中村喜一郎に就き朝鮮語を學び和蘭人法兒埜斯に従ひて分拆術を學び傍製鐵の事に及ぶ
 安政四年三十五才長崎に在り英語を學ぶ是實に萩の人の英語を學びし嚆矢なりといふ安政五年三十六才長崎に在り藩政府より學資を補給せらる會諸國に急霍亂流行して死者多し聿德その豫防法を蘭醫に就きて調査し記述して藩の政廳（御用所と稱す）に送呈す藩は是によりて病勢を流行前に制することを得たり尋て長崎留學生たることを命せらる是れ海防に關して技術研究の必要より洋學を修むることを命せられたるなり是時假に士籍に列せらる

安政六年三十七才長崎奉行所よりの命によりて綿羊蕃殖法羅紗織方羊毛染方を洋書に就きて調査し之を譯述し且その實驗の結果を記して呈す七月藩命により歸國す十月長崎にて譯せし法兒埜斯氏製鐵書を藩政廳に呈し併せて鐵工局開設に必要を建議す
 万延元年三十八才六月藩に建議し製鐵局開設の

必要を述べ分拆に就きて説明し國産獎勵に論及し製茶毛織物採鑛及び硝石製造の事を陳ぶ

(四) 中島聿德の公務

万延元年三十八才 十月藩政廳及内庫（御小納戸と稱す）の命を受けて鹿兒島長崎に出張し鹿兒島にて硝子製造所反射爐織物所及び砲壘を視察し長崎にては蒸氣器械を購入し且つ自費を以て小形の蒸氣車を購入せり歸りて其蒸氣車を公に献せり

この出張以前己に萩にて藩立の硝子製造所の見分役を命せられたりその任命の日明ならず當時萩にて洋學者中各方面に廣く知識を有する者は聿德の外に求むべからざれば下級の身ながらも是を命せられたるなり

當時薩藩は容易に他國人を入れず故に聿德苦心して入國せりと云ふ

聿德長崎滞在の間藩の侍醫青木周弼（贈從四位）の依頼によりてシーボルト氏開設の藥園を視察し病院建設の事を調査せり
 文久元年三十九才の四月公命に依りて去年献せ

し蒸氣車を城内の馬場にて進行せしめて公覽に供し尋てまた公命によりて藩士北條源藏を助けて去年購入せし蒸氣器械を新堀水車場に運轉せり是實に長州藩にて蒸氣器械汽車運轉の始なり秋硝子製造の精良を圖り蒸氣器械を使用す八月去歲九州出張盡力の功に依り銀五百目を賞賜せらる冬寫眞術の書を翻譯す

文久二年四十才二月藩政廳に上書して三條を言ふ曰く大津郡掛淵より大浦まで三里の間の連山悉く鐵鑛あり防長兩國中に遍く探らば有益なる鑛類を得べし曰く捕鯨者の棄つる鯨血は利用して硝石を製出すべし曰く國中の利源を探索し之に因りて物産製出の方法を其地の人に指示する爲出張巡視を命せられたし且昨秋以來金類藥劑に分拆試験を行ひて新案せしものあることを陳ぶ、四月藩内山口に於て其地のの染物商人の爲に西洋染物法を授け且つ其教授書を著せり
 文久三年四十一才三月理學舎密學の振興を圖るべきことを藩政廳に建白す是より先藩已に硝子製造所を設け聿德も其事に預れるが固より之に

満足することを得ず時方に軍事急忙にして之に關する洋書の翻譯と理化學應用の實行とは進歩著しけれども其他は振はず聿德は時局一新の後を慮りて國家の本源たる國産の獎勵のため理化學應用より成立する百般工藝の知識を開かんことを欲し其所見を陳べたるなり誠に時宜に適中せるものなり 七月赤間關總奉行の手元役高杉晋作より軍艦千成丸浮上の事を囑托せられて之に赴き潜水衣を製し唧筒空樽を備へ潮の満干を察し衆を督して之を浮上せしむ壬戌丸は藩の所有にして是年六月朔日の戦争に米艦より發せし砲丸の爲に破壊沈没せり是に至りて聿德の力によりて浮上す

是時聿德は部屋住の身分なりしも藩より分拆術の功少からず且つ軍艦浮上に盡力せるに對して苗字を許され士雇に準せらる是より父の家と別れて一家を立つ

元治元年四十二才正月製鐵局御用掛事務を命せられ其月命を受けて鑛屬調査のため北條源藏村田藏六（後の大村益次郎）と同伴して防長兩國を

巡視し二十三日より二月二日に至る前年聿徳の建議せし所採用實行せられたるなり
慶應元年四十三才好生堂分拆御用掛を命せらる好生堂は藩の醫學研究所なり是頃常時臨時擔任の公務繁劇にして製鐵より火藥醫劑の製造通用貨金銀の分拆に至るまで一々其手に在り就中火藥は其粒塊堅くして手に觸るとも黒色を附着せしめざること舶來品に異ならざるものを製し通用金銀貨に於ては前人の未だ企て得ざりし分拆表を作れり

慶應二年四十四才二月舍密局總裁に任せられ好生館(好生堂の改稱)の教諭諸員と協議して舍密學の擴張を圖ることを命せらるこの總裁の職は藩内の舍密事務を統轄するものなり 三月身柄一代無給通(士分の階級の一)に列せらる當時の辭令書の文左の如し

士 雇 中 島 治 平

右洋學相心掛就中分拆術令出精別而御用相立候に付格別之筋を以て御仕方有之是迄之通御雇に而身柄一代無給通被仰付候事

かくて聿徳の公務は是年十二月廿八日の長逝によりて終結を告げたり

(五) 提要并補説

(イ) 中島聿徳は西洋學術を研究して舊長藩に於ける醫學藥學軍事工業物産の事に多大の貢獻を爲し特に時局に急要なる勤王事業即ち兵事に之を應用し且つ世運の開進すべき將來を慮りて國産獎勵の事に留意す其意見は藩に於て漸次採用せられ開明の 皇化を賛する原動力となれり

(ロ) (補) 聿徳外國語學は朝鮮語の外に蘭語英語に通じ又佛蘭語をも知れり公務の傍に洋學を教授す門生には醫家の子弟多し舍密局總裁となりてより藩は給費生の數を定めて聿徳に従學せしむ其子弟に對するや嚴直にして少しも寛假することなれども教授甚親切なり
(ハ) (補) 聿徳洋書に精熟すること當時萩に於て第一と稱せらる但身位下級なるを以て特に自ら謙退せり青木周弼村出藏六は時々聿徳に就きて質す所あり好生館教諭諸員も常に疑義

を質せりと雖も聿徳敢て自ら誇りと爲さず三浦玄明(後の子爵青木周藏) 増野順藏(後に内務官となる)等は實に當時の及門學生なり

(ニ) (補) 當時攘夷論甚盛にして洋學者は甚しく憎惡を受け危害を蒙ふる憂あり聿徳曾て村田藏六と話次之に及びて曰く余亦この學の爲に禍を受けんも知るべからず唯之を天に任せてその爲すべき所を爲さんのみと其の死を決して心を學術に專にせし狀想ふべし
(ホ) (補) 聿徳軀幹長大にして顔貌威あり學は和漢洋に涉り和歌書畫彫刻を善くす

(六) 中島聿徳歿後の光榮
聿徳歿後六十二年に當れる昭和三年十一月十日天皇即位の大禮を行はせらるゝに當り 聖恩枯骨に及びて聿徳に正五位を追贈したまへり其光榮大なりといふべし

● 自省會長交迭

自省會長山田喜八氏卒去に依り一月十六日同會幹

部員會同協議の末岡田誠道氏を會長に渡邊好延氏を副會長に推舉夫々就任さるゝこととなれり

◎ わが國の米穀事情 (その一)

(官報雜報欄の記事轉載)

農林省米穀課長 小平 權 一

一 わが國の米穀の生産

▼内地の米の生産 わが國の米の生産は年々増加している

今、明治二十三年頃と現在の生産額とを比較すれば、約倍加している。即ち明治二十二年には三千九百万石であつたものが、逐年増加して大正十五年には五千七百万石、昭和二年には六千二百万石の收穫を示している。今その累年増加の傾向を示せば左の通りである

明治二十二年	三、九九九
明治三十三年	四、七三九
明治四十三年	五、二四四
大正五年	五、五九二

大正十年	五、五一八
大正十一年	六、〇六九
大正十二年	五、五四四
大正十三年	五、七一一
大正十四年	五、九七〇
大正十五年	五、五五九
昭和二年	六、二一〇

(單位万石)

かようにわが國における米の生産は逐年増加している。しかして、この増收は何の力によつたものであるかどゆうに、耕作法、例へば品種の改良肥料の改善、病害蟲の驅除、その他栽培に關する各般の技術の改良及び土地改良、例へば客土、排水の改善、灌漑の改善并に耕地の擴張等であるが栽培に關する技術の改善及び土地の改良の最も大なる効果を現わしている。耕地の擴張は耕地の減少を防止する意味においても相當効果があるといひ得る。

右のようにわが國の米作は現在においては、約六千万石内外の生産を現わし、將來益々増加の傾

向にある。今後なお耕作法の改良により幾何の増加を來すことができるかは、今ここに豫言することはできないが、おそらくは全國平均一反歩二石以上相當數量を超過せしむることは決して困難ではあるまい。殊に北海道における米の生産は、近來驚くべき發達を來している。例へば大正元年頃

は七八十万石の生産であつたものが、昭和二年の如きは二百五十一万石の收穫を來して、今後なお相當の増收あるものと見られている。

▼朝鮮の米の生産 朝鮮における米の生産も近年著しく増加し昭和二年の如きは千七百万石を超過している。これを大正元年頃に比すると實に驚くべき増加を來している。即ち大正元年には僅かに八百九十八万石の産額であつたものが、最近においては千五百万石、更に昭和二年は千七百万石を超過する有様である、したがつて内地への移出も年々増加し、大正元年には二十六万石、大正三年には百万石であつたものが、最近には七百万石を突破している。かような朝鮮における米の産額の増加もまた主として、技術の改善と、水利の改

善とに因つてゐる

▼臺灣米の生産逐年増加 大正元年には四百万石であつたものが、今日においては六百万石を超過し、年々内地に向つて、二百五十万石以上の移出をしている。殊にその第一期作も非常に改良され、内地の米と其の品質において大差なく、蓬萊米と稱して八月頃より内地に向つて移入され、端境期の内地米の不足を補充して充分なる力を有するに至つたのである。

右に述べたようにわが國における米の生産は、内地植民地共非常に増加し、平年(最近五箇年間の實收年均)において内地米五千八百万石、朝鮮米千五百万石、臺灣米五百五十万石、合計七千八百万石内外の生産を見つゝある次第である。

この七千八百万石の内、朝鮮及び臺灣において消費せられつつあるものを差し引き、内地に移出せられつつある數量と、内地米の生産高より輸出せるものを控除せる殘高を合計すれば、日本米の内地供給高となる。その供給總額は最近五箇年平均においては七千万石となる。即ち帝國內の生産

米中内地の消費に向けられつつある米の額は最近

は年々七千万石餘とゆうことができる

二 内地における米の消費

▼内地の米消費高 内地における米の消費は、これを正確に知ることは甚だ困難であるが、毎年の生産高、輸移入高、持越高、毎年の輸移出高、人口數等を基礎として推算すれば、年々の消費高は最近五箇年平均は六千六百九十九万石となる。また大正十二年には六千六百七十三万石であつたものが、大正十五年には六千八百二十三万石、昭和二年には六千七百八十八万石となつてゐる。なお以上は内地における米の一切の總消費額であつてこれを一人當りの消費額に割り當てれば、内地人が一年間に一人の消費する米は約一石一斗二升七分となる。

▼用途別 内地における米の消費の用途別にこれを見るに、飯米はその大部分を占めてゐる。即ち左の割合になつてゐる

飯米 八五・一% 酒造米 六・八% 餅 四・八% 種子 一・二% その他 二・一%

右は大正九年十一月一日より大正十年十月末日迄の一年間の消費割合であるが、これによつて大體の見當を知ることが出来る。即ち内地の米の消費は飯米がその大部分を占め、酒造用がこれに亞いでいる。酒造米は年によつてその使用高が異なるが、大體五百万石に達している

即ち左の通りである

年次	酒造額	酒造用玄米高
大正十年	四、六〇〇	三、六五〇
十一年	五、九八〇	四、七四〇
十二年	六、一二〇	四、八一〇
十三年	五、九九〇	四、六七〇
十四年	五、六九〇	四、四三〇
十五年	五、二七〇	四、二一〇

(單位千石)

わが國における内地の米の消費はかように年々増加しつつあるが、將來を豫想すれば、更に多くの不足額を生ずることとなる

なお右の消費額に輸移出額を加われば需給総額となる。今年々の需給総額を示せば左の通りである

年次	輸出額	輸移出額	再輸移出額	輸移出額合計	消費總額	需額
大正十年	三五、一三〇	八七、七三三	六〇、三七七	一四七、八一二	六六、七三三	六七、四七、八五五
十一年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八
十二年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八
十三年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八
十四年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八
十五年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八
昭和二年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八
以上五箇年	二五、〇二二	三七六、三七六	一〇四、八八二	二四一、八七〇	七三、七三三	六六、五七七、三八

(備考)

- (1) 本表の年内は前年十一月一日よりその年十月末日にいたるまでの米穀年度による
- (2) その年生産の内地米の大部分は翌年において消費せらるるから内地生産より供給額の欄には各前年の内地産額を掲出した
- (3) 消費総額は供給総額より輸移出額及び翌年度への持越額を減して算出した
- (4) 一人當消費総額は消費總額を人口で除して算出した
- (5) 人口は内閣統計局調査の年首人口を基礎と

前年度	持越額	内地生産より供給額	輸出入額	再輸移出額	輸移出額合計	供給總額
前年度	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
十一年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
十二年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
十三年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
十四年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
十五年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
昭和二年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二
以上五箇年	七、三五、二七〇	六、七九、八五〇	一、六〇、二七二	三、三六、九四〇	九、一六、二一〇	七、二七、七五二

以上として算出した四月末日現在人口である
以上の表に示すが如くわが國における需給總額は年々六千八百万石に達している

三 米の供給

内地の米の需要に對する供給は、既に説明したるが如く、殆んど内地米の大部分がこれに向つて當てられ、更に朝鮮米及び臺灣米を以てその補充をなし、なお不足するときは外米を以てこれを補充している。既に最近数年間の供給狀況を示せば左の通りである。但し前表の年度による

内地に於ける米の供給は、かように毎年七千三四百万石の額に達している。しかし、これを需要に比すれば、五六百万石餘の過剰となるが、これは毎年新米出廻期には、古米が五百万石程越さなくてはならない結果に外ならない。されば米の内地における供給は常に輸移入額だけ不足しているものといわなければならない。この不足補充米の内外米は平均三百万石に達している。即ち左の通りである。

大正 十年	八、二〇〇
十一年	三、七九〇
十二年	一、六二〇
十三年	三、三三〇
十四年	五、一四〇
十五年	二、一四〇
昭和 二年	四、一二〇

(單位千万)

◎萩町在住の某氏より匿名を以て萩町貧困者救助費の内へ金拾貳圓寄附の申出ありたるに依り一月十日の町會に於て之を受理せり

◎感謝

◎一月中萩町日誌

- 一日 午前十一時より萩町公會堂の外椿東小學校、越ヶ濱小學校、椿西小學校、白水小學校及木間小學校に於て萩町主催の新年祝賀互禮會を開催す
- 二日 午前十時より安養寺に於て平安古町第一區戸主會開催藤本書記出席
- 四日 御用始に付午前十一時吏員一同に對し町長より訓示ありたり
- 午後十時三十分より消防組出初式舉行
- 午後三時消防組第三部優勝旗受領式舉行に付阿武庶務課長玉江浦に出張
- 六日 海潮寺に於て開催の縣主催處女會幹部協

告祭舉行

- 午後四時町衙に於て萩魚市場功績者表彰式舉行
- 十六日 永照寺に於て齋藤小畑浦第一區長葬儀執行に付石井收入役岡田書記會葬
- 午前十時より町公會堂に於て町農會長同副會長の選舉執行林町長會長に福田町會議員副會長に當選就職
- 藤田遞信秘書官來萩大阪屋に投宿
- 高木本縣林務課長來萩大萩合同當萩に於ける林野處分の狀況に付調査即日歸縣
- 十七日 毛利公爵午後一時八分萩驛發列車にて歸邸せらる
- 十八日 藤田遞信秘書官北野内閣囑託共本日歸京
- 船舶検査指定地に關する調査の爲熊本遞信局海事部書記藤原唯七氏來萩
- 縣有模範林調査の爲本縣農林技師石井岩三氏來萩
- 副業組合設立の件に付宮崎本縣農林主事來萩

- 二十日 議會開會式舉行に付金子主事出席
- 德隣寺に於て江向第四區戸主會發會式舉行
- 二十八日 付阿武庶務課長出席
- 八日 午後二時より玉江浦觀音院に於て玉江浦倉江の青年團總會開催同八時より全地の主婦會發會式舉行に付藤本書記出席
- 九日 山口縣土木課長後藤季總氏來萩町長金子主事、中村土木課長と共に越ヶ濱方面の道路を視察す
- 十日 午後二時初町會開催
- 後藤山口縣土木課長金子主事、中村土木課長共府縣道線崩田方面を視察す
- 十一日 午後二時より町衙に於て本郡町村長集會開催
- 十二日 宮内屬木村龜太郎氏本縣屬河村敏男氏と共に來萩史蹟を視察し午後歸山
- 十三日 午後二時好生館に於て萩醫師會新年總會開催金子主事列席
- 十四日 毛利元昭公大森本縣知事來萩
- 十五日 午前十時大照院に於て毛利綱廣公贈位報

十九日 藤原熊本遞信局海事部書記中島町技手と
共ニ船舶検査指定地に關シ實地調査を爲す
二十一日 本縣廳に於て贈位記傳達式舉行に付金子
子主事出縣
午後二時半北古萩淨國寺に於て故中島治平
氏贈位報告式舉行に付林町長金子主事及藤
本書記參列
二十二日 午後七時より町公會堂に於て田中鐵道
氏を講師とし縣主催國民精神作興講演會開
催
二十三日 町公會堂に於て綿糸鮭網編網講習會開
催出席者百十名
二十四日 午後一時享德寺に於て瀧鶴臺先生贈位
報告式舉行に付町長金子主事及藤本書記參
列
二十五日 町公會堂に於て萩警察署管内衛生主任
者協議會開催に付波多野書記補出席
二十八日 本縣廳に於て本縣町村長集會長郡市農
會長集會開催に付林本郡集會長出席
二十九日 大田町に於て小萩線鐵道速成協議會開

三十一日 午後七時より町公會堂に於て慶應大學
教授加藤一平氏のブラジル事情紹介講演會
并に活動寫眞會開催

●御注意

隔地者間に於て戸籍簿寄留簿等の謄抄本を請求し
又は租税金を送納さるゝ場合あるときは手數と費
用とを省略する爲萩町役場振替貯金口座下關第一
一七三六番へ宛其の手數料に郵送料を添へ又は租
税金を取纏め御拂込相成たし

●納税のおすゝめ

本月の税金は田租第二期分と追加縣稅家屋
稅及特別稅戶數割第三期分との三種であり
ます、此の特別稅戶數割に付ては昨年十一
月二十七日町會の議決に基く一戸當金七拾
五錢の追加を本月分の徵收に加算してあり
ますから其の第一期第二期分に比べますと
少し宛増加して居ります而して以上三種稅
目の納期は何れも月末の二十八日でありま
すが左の通出張徵收を致しますから失念な
く御利用方を願ひます

木間小學校
二月 山田信用組合 二月 積善信用組合
廿六日 玉江浦說教所 廿七日 鶴江公會堂
椿信用組合 小畑浦公會堂
越ヶ濱中善寺

昭和四年二月 萩町稅務課

●敢て町産業技術員の御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事
一人果樹園藝一人林業一人水産業一人の外に囑託技術員
として養蠶業一人を置いております是等の人達は全く机
上の仕事を爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらる
ゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體と
して居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町
の生産業を進歩發達せしめ得るのでありますから今後は
御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申下さい
勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様
致します敢て御利用を望む
尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さ人の田畑園地
其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あること
は約業書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ
置き御注意を促すこと致しておりますから右様御承知
置き願ひます

萩町勸業課

公 告

萩町で奉仕してゐる庶般事務の概況を廣く皆
さんにお傳へ致しそしてより良く萩町の現勢
を理解して戴き町將來の福利増進に資せむが
爲毎月一回此の月報を發行することゝしたの
であります又毎號共區長役場の方から皆さん
のお宅へ回覧の取扱ひをされますから其の際
は萩町の爲進むで御精覽の上成るべく早くお
隣りへ御廻しを願ひます
尙ほ印刷實費を御納めになれば別に此の月報
をお配りすることゝしてありますから其の旨
を萩町役場又は區長役場まで御申出で下さい
ませ

萩町庶務課

昭和四年二月十三日印刷
昭和四年二月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷者 荒瀬 徳 治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所